MIZUHO

第13期 定時株主総会招集ご通知

日時 2015年６月23日（火）午前10時（受付開始 午前8時30分）

場所 東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム（ホールＡ）
裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
受付が大変混雑しますので、お早めにご来場ください。

議案

会社提案

株主提案

郵送またはインターネットによる議決権行使の期限

2015年６月22日（月）午後５時迄　詳細は９～10頁をご参照ください。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

証券コード：8411

招集ご通知
議決権行使のご案内
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書
株主の皆さまへ

Top Message

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、
平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

中期経営計画『One MIZUHO New Frontierプラン～〈みずほ〉の挑戦～』

2014年度は、3年間を計画期間とする中期経営計画『One MIZUHO New Frontierプラン～〈みずほ〉の挑戦～』の2年目として、持株会社の機能強化や指名委員会等設置会社への移行等、先進的ガバナンス体制の構築を進めるとともに、グループの総力を挙げてお客さまのあらゆるニーズにお応えする「銀行・信託・証券」一体戦略を推進してまいりました。

2014年度決算 ～安定的・持続的な収益構造への転換が着実に進展～

こうした取り組みの結果、2014年度決算は、連結当期純利益が6,119億円と

なり、業績予想の5,500億円を超える好調な結果となりました。特に、連結業務純益に関しましては、顧客部門収益が非金利収支を中心に着実に増加したことに加え、市場部門等においても増益となったことにより、前年度比1,326億円増加し、8,769億円となりました。

自己資本の状況につきましても、普通株式等Tier1比率（第11回第11種優先株式含む）は完全施行ベースで10.46％と、中期経営計画の目標である8％を上回る水準を確保しております。

2014年度の普通株式年間配当金につきましては、2014年5月に発表させていただきました「連結配当性向30％程度を一つの目処とした上で安定配当を図る」との株主還元方針に基づき、前年度より1円増額し、１株当たり7円50銭といたしました（配当性向30％）。また、優先株式は所定の配当金といたしました。

2015年度
～競争優位の確立に向けて～

2015年度は、中期経営計画最終年度として、競争優位の確立に全力を注ぐ1年と位置付け、「銀行・信託・証券」一体戦略をより一層強化してまいります。その一環として、アセットマネジメント分野を始め、グループとして特に注力する4つの重点事業分野を選定し、集中的な経営資源配分を実施いたしました。

当社グループは、『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼されるグローバルで開かれた総合金融グループ』の実現に向け、「One MIZUHO」の旗印のもと、全役職員が一丸となって、グループ戦略を着実に遂行するとともに、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO
佐藤康博

One MIZUHO 未来へ。お客さまとともに

日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループを目指します。

日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、
お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた
総合金融グループを目指します。

Only One
お客さま、経済・社会に
〈豊かな実り〉を提供する、
かけがえのない存在へ。

ファーストコール
お客さまから最も
信頼される存在に。

ひとつの〈みずほ〉
グループの総力を
結集します。

サービス提供力No.1
最高水準のサービスを
提供します。

信頼No.1

ファーストコール

豊かな発想力と幅広いお取引により培われた豊富な経験・専門的な知見を備えた、
お客さまの中長期的なパートナーとして、最も信頼される存在であり続ける。

サービス提供力No.1

サービス提供力No.1

グローバルな視点から経済・社会の変化をいち早く予見し、個人・法人それぞれの
お客さま、そして経済・社会にとって、常に革新的で最適な金融サービスを提供する。

グループ力No.1

ひとつの〈みずほ〉

常に変化するお客さま、経済・社会の多様なニーズに応えるべく、
幅広い金融サービス機能を持つエキスパート集団として、グループの総力を結集する。

株主の皆さまへ

株主還元について

■ 株主還元方針

・<みずほ>は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

・2014年度より、新たな株主還元方針として、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。これにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。

・なお、各年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

■ 配当の状況

・昨年の株主総会で多数の株主さまの賛成を得て承認いただきましたとおり、株主の皆さまへの利益還元を機動的に遂行することを目的として、剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨、定款を変更いたしました。

・連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定配当を図る株主還元方針に基づき、2014年度の普通株式の年間配当金を、2013年度より１円増額し、７円50銭とさせていただきました。また、第11回第11種優先株式の配当金につきましては、所定の配当金とさせていただきました。

株式の種類	1株当たりの配当金		配当金の総額	
	年間	うち期末	年間	うち期末
普通株式	７円50銭	４円	183,797百万円	98,452百万円
第11回第11種優先株式	20円	10円	4,910百万円	2,131百万円
合計	—	—	188,707百万円	100,584百万円

※なお、期末配当金につきましては、5月15日取締役会にて決定しております。また、支払開始日は6月4日としております。

「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る

［ 株主還元方針 ］

2014年5月発表

「連結配当性向30%程度」を
一つの目処とした上で
「安定的な配当」を実施する方針

▼

2014年度普通株式配当金：
年間7円50銭（配当性向30%）
⇒ 2013年度比1円増配

［ 配当の状況 ］

目 次

第13期定時株主総会 招集ご通知 添付書類

株主総会参考書類…… 11

第13期定時株主総会 招集ご通知 添付書類

連結計算書類……… 95

第13期定時株主総会 招集ご通知 添付書類

監査報告書……… 101

第13期定時株主総会 招集ご通知 添付書類

計算書類…………… 98

株主の皆さまへ… 105

（証券コード8411）
2015年6月3日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO **佐藤 康博**

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（11～38頁）をご検討くださいまして、「議決権行使のご案内」（9～10頁）をご高覧のうえ、**2015年6月22日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。なお、決議の結果は、当社ウェブサイト（http://www.mizuho-fg.co.jp/）にてご報告させていただきます（今回より、決議ご通知の郵送に代えてウェブでの掲載とさせていただきます）。

郵送による議決権の行使

同封の「議決権行使書」に賛否をご表示のうえご郵送いただく方法

インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の「議決権行使書」に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

※管理信託銀行等の名義株主さまにつきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

敬　具

インターネットによる掲載事項

●連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより開示しておりますので、後記の「連結計算書類」および「計算書類」には記載しておりません。
したがって、後記の「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした「連結計算書類」および「計算書類」の一部であります。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：**http://www.mizuho-fg.co.jp/**

記

1. 日　時　2015年6月23日(火曜日)午前10時(受付開始午前8時30分)

2. 場　所　東京都千代田区丸の内三丁目5番1号　東京国際フォーラム(ホールA)

3. 目的事項

報告事項　第13期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　**会社提案(第1号議案)**

第 1 号議案　取締役13名選任の件　→ 11頁参照

株主提案(第2号議案から第11号議案まで)

第 2 号議案　定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)　→ 27頁参照

第 3 号議案　定款一部変更の件(政策保有株式の議決権行使)　→ 29頁参照

第 4 号議案　定款一部変更の件(評価書の適正な作成)　→ 30頁参照

第 5 号議案　定款一部変更の件(セクハラ防止体制の構築)　→ 31頁参照

第 6 号議案　定款一部変更の件(定時株主総会の基準日等)　→ 32頁参照

第 7 号議案　定款一部変更の件(不公正な決議方法の禁止)　→ 34頁参照

第 8 号議案　定款一部変更の件(株主総会議事録の開示)　→ 35頁参照

第 9 号議案　定款一部変更の件(詐欺防止体制の構築)　→ 36頁参照

第10号議案　定款一部変更の件(グリーンシートからの撤退)　→ 37頁参照

第11号議案　定款一部変更の件(グリーンシートの後続制度に参加しない)　→ 38頁参照

第2号議案から第11号議案は株主さまからのご提案となっておりますが、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

以上

株主総会運営についてのご案内

- 例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。
  なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- 当日は、本招集ご通知(本書)をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営に参加いただく重要な権利です。
株主総会参考書類（11頁～38頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使

同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。
また、第13期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 書面による議決権行使

同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえ、2015年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、2015年6月22日（月曜日）午後5時までにご行使ください。詳しくは、右記をご覧ください。

書面による議決権行使のご案内

議決権行使期限：2015年 6月 22日（月）午後5時 到着分まで

議 決 権 行 使 書

株式会社みずほフィナンシャルグループ 御中

株主番号　　議決権行使個数　　個

私は、２０１５年６月２３日開催の株式会社みずほフィナンシャルグループ第１３期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０１５年６月　　日

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。
株式会社みずほフィナンシャルグループ

ＦＧ－０１３

会社提案
第１号議案（下の候補者を除く）
賛
否

ご注意
1. 当社取締役会は、株主提案についてそのいずれにも反対しております。
2. 第２号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に、〇印でご表示ください。

株主提案									
第２号議案	第３号議案	第４号議案	第５号議案	第６号議案	第７号議案	第８号議案	第９号議案	第10号議案	第11号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

〇書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
〇インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

（ご出席の際は切り取らないでください）

お願い
1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙をこの部分と切り離さずに会場受付へご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
①書面による議決権の行使
左の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、この部分を切り取り、2015年６月22日午後５時までに到着するようご返送ください。
②電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使
下記のウェブサイトにアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、2015年６月22日午後５時までに議決権を行使してください。
3. 第１号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号を記入してください。
4. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印を記入してください。

議決権行使ウェブサイト
http://www.it-soukai.com/
議決権行使コード

パスワード

携帯用
QR

株式会社みずほフィナンシャルグループ

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

※インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

会社提案（第1号議案）

- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に〇印
- ●反対の場合 → 「否」の欄に〇印

（一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第2～11号議案まで）

- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に〇印
- ●反対の場合 → 「否」の欄に〇印

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2015年6月22日(月)午後5時 送信分まで

1. 当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

http://www.it-soukai.com/

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。
なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

STEP1

http://www.it-soukai.com/

上記のURLを入力し、議決権行使ウェブサイトにアクセス

STEP2

ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！
次へすすむ　閉じる
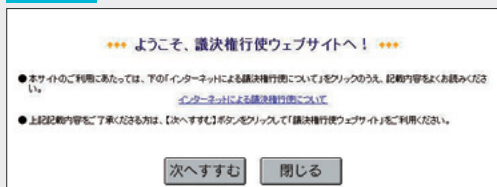
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP3

「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。
※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の右下に記載されております。

STEP4

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

■パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
■議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

ご了承いただく事項

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
■インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さまへ

■議決権行使の方法として、「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

お問い合わせ先について

■インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案）〉

第1号議案 取締役13名選任の件

全取締役13名のうち、辻田 泰徳氏は今般取締役を辞任されます。同氏を除く取締役12名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次の通りです。

なお、社外取締役候補者６名については、全員が当社の定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。（同基準の概要については25頁をご参照ください。）

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位および担当	その他	
1	佐藤　康博	取締役 兼 執行役社長（代表執行役） グループCEO	再任	
2	津原　周作	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	新任	
3	綾　隆介	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	再任	
4	真保　順一	取締役 兼 執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	再任	
5	藤原　弘治	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	再任	
6	髙橋　秀行	取締役 監査委員	再任	非執行
7	船木　信克	取締役 監査委員	再任	非執行
8	大橋　光夫	取締役 指名委員	再任	社外
9	関　哲夫		新任	社外
10	川村　隆	取締役 指名委員、報酬委員	再任	社外
11	甲斐中　辰夫	取締役 指名委員、報酬委員、監査委員	再任	社外
12	阿部　紘武		新任	社外
13	大田　弘子	取締役 指名委員	再任	社外

社外 … 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者

非執行 … 社内取締役（会社法第2条第15号に定める社外取締役以外の取締役をいう）のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、使用人または業務執行取締役を兼務しない者

候補者番号
1

さとう やすひろ
佐藤 康博

(1952年4月15日生 63歳)

現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役社長 (代表執行役) グループCEO
所有する当社の株式の数	普通株式 34,580株

再任

略歴および重要な兼職の状況

2003年	3月	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員インターナショナルバンキンググユニット･シニアコーポレートオフィサー
2004年	4月	同 常務執行役員営業担当役員
2006年	3月	同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員
2007年	4月	同 取締役副頭取内部監査統括役員
2009年	4月	同 取締役頭取(2013年7月まで)
2009年	6月	当社取締役
2011年	6月	株式会社みずほ銀行取締役
		当社取締役社長(グループCEO) (2014年6月まで)
2013年	7月	株式会社みずほ銀行取締役頭取(注)1
2014年	4月	同 取締役(現任)
		みずほ信託銀行株式会社取締役(現任)
		みずほ証券株式会社取締役(現任)
2014年	6月	当社取締役兼執行役社長 (グループCEO) (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社みずほ銀行　取締役
みずほ信託銀行株式会社　取締役
みずほ証券株式会社　取締役
一般社団法人全国銀行協会　会長

取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会等への出席状況 (2014年度)	取締役会	16／16回	(100%)

津原 周作（つはら しゅうさく）

（1960年1月6日生 55歳）

現在の当社における地位および担当	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）
所有する当社の株式の数	普通株式 387,500株

新任

略歴および重要な兼職の状況

2010年　4月	当社執行役員秘書室長
2012年　4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店担当役員
2013年　7月	同 常務執行役員営業担当役員(注)1
2015年　4月	当社執行役専務コンプライアンス統括グループ長（現任）
	株式会社みずほ銀行専務取締役コンプライアンス統括グループ長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社みずほ銀行　専務取締役

取締役候補者とした理由

1983年より、当社グループの一員として、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者番号 3

綾(あや)　隆介(りゅうすけ)

(1960年5月20日生 55歳)

現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長 (グループCRO)
所有する当社の株式の数	普通株式 143,980株

再任

略歴および重要な兼職の状況

2010年　4月	株式会社みずほコーポレート銀行総合リスク管理部長
2012年　4月	当社執行役員総合リスク管理部長(2013年11月まで)
	株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長
	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員総合リスク管理部長
2013年　7月	株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長(注)1
2013年 11月	当社常務執行役員リスク管理グループ長(2014年6月まで)
	株式会社みずほ銀行常務執行役員リスク管理グループ長
	みずほ信託銀行株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員
	みずほ証券株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員
2014年　4月	株式会社みずほ銀行常務取締役リスク管理グループ長(現任)
2014年　6月	当社取締役兼執行役常務リスク管理グループ長（現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社みずほ銀行　常務取締役

取締役候補者とした理由

　1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会等への出席状況 (2014年度)(注)2	取締役会	12／12回	(100%)

真保 順一（しんぼ じゅんいち）

（1961年5月21日生 54歳）

現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 財務・主計グループ長 （グループCFO）
所有する当社の株式の数	普通株式 166,240株

再任

略歴および重要な兼職の状況

2010年　4月	株式会社みずほコーポレート銀行アセットマネジメント業務管理部長
2012年　4月	当社執行役員ポートフォリオマネジメント部長（2014年4月まで）
	株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長
	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長
2013年　7月	株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長（注）1
2014年　4月	当社常務執行役員財務･主計グループ長
	株式会社みずほ銀行常務取締役財務･主計グループ長（現任）
	株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（現任）
2014年　6月	当社取締役兼執行役常務財務・主計グループ長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社みずほ銀行　常務取締役

株式会社みずほフィナンシャルストラテジー　取締役社長

取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、ポートフォリオマネジメント、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務･主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会等への出席状況（2014年度）（注）2	取締役会	12／12回	（100%）

候補者番号
5

藤原 弘治（ふじわら こうじ）

（1961年6月29日生 53歳）

現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長 （グループCSO）
所有する当社の株式の数	普通株式 160,900株

再任

略歴および重要な兼職の状況

2010年　4月	当社IR部長
2012年　4月	同 執行役員IR部長
2014年　4月	同 常務執行役員企画グループ長
	株式会社みずほ銀行常務取締役企画グループ長（現任）
2014年　6月	当社取締役兼執行役常務企画グループ長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社みずほ銀行　常務取締役

取締役候補者とした理由

1985年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会等への出席状況（2014年度）(注)2	取締役会	12／12回	（100%）

候補者番号 6

高橋 秀行（たかはし ひでゆき）

(1957年4月20日生 58歳)

現在の当社における地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 412,060株

再任　非執行

略歴および重要な兼職の状況

2007年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー
2009年 4月	同 常務執行役員グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員兼金融･公共法人ビジネスユニット統括役員兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員
2010年 4月	同 常務執行役員財務･主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員
2011年 4月	同 常務執行役員財務･主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員兼IT･システムグループ統括役員
2012年 4月	当社常務執行役員財務･主計グループ長 株式会社みずほ銀行常務執行役員財務･主計グループ長(2013年4月まで) 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員財務･主計グループ長(2013年4月まで) みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画･財務･主計グループ担当(2013年4月まで) 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(2014年4月まで)
2012年 6月	当社常務取締役財務･主計グループ長
2013年 4月	同 取締役副社長財務･主計グループ長(2014年4月まで) 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務･主計グループ長 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員財務･主計グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画･財務･主計グループ担当役員(2014年4月まで) みずほ証券株式会社常務執行役員財務･主計グループ担当役員(2014年4月まで)
2013年 7月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務･主計グループ長(注)1
2014年 4月	当社取締役(現任)
2014年 6月	株式会社みずほ銀行取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社みずほ銀行　取締役

取締役候補者とした理由

　1980年より、当社グループの一員として、財務企画、経営企画、IT･システム等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。
　なお、同氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役会等への出席状況 (2014年度)			
	取締役会	16／16回	(100%)
	監査委員会	14／14回	(100%)

候補者番号
7

船木 信克（ふなき のぶかつ）

（1959年3月30日生 56歳）

現在の当社における地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 13,200株

再任　非執行

略歴および重要な兼職の状況

2010年	3月	株式会社みずほコーポレート銀行常勤監査役（2013年6月まで）
2013年	4月	みずほ証券株式会社社外監査役（2014年6月まで）
2013年	6月	当社常勤監査役
2014年	6月	同 取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

なし

取締役候補者とした理由

1981年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社常勤監査役として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

取締役会等への出席状況（2014年度）（注）2			
	取締役会	12／12回	（100%）
	監査委員会	14／14回	（100%）

候補者番号 8

おおはし みつお
大橋 光夫

（1936年1月18日生 79歳）

再任　社外

現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員
所有する当社の株式の数	普通株式 4,400株

略歴および重要な兼職の状況

1959年 3月	株式会社三井銀行入行
1961年 12月	昭和電工株式会社入社
1988年 5月	同 総合企画部長
1989年 3月	同 取締役総合企画部長
1993年 3月	同 常務取締役
1995年 3月	同 専務取締役
1997年 3月	同 代表取締役社長
2005年 1月	同 代表取締役会長
2005年 6月	当社社外取締役（現任）
2007年 3月	昭和電工株式会社取締役会長
2010年 3月	同 相談役
2014年 3月	同 最高顧問（現任）

（重要な兼職の状況）
昭和電工株式会社　最高顧問
富国生命保険相互会社　社外監査役

取締役候補者とした理由等

大橋氏は、昭和電工株式会社代表取締役社長および代表取締役会長を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。

大橋氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった昭和電工株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、経営戦略の浸透および収益力強化につながるグループガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

取締役会等への出席状況（2014年度）			
	取締役会	15／16回	（94%）
	指名委員会	7／7回	（100%）

関　哲夫（せき　てつお）

（1938年7月29日生 76歳）

現在の当社における地位および担当	–
所有する当社の株式の数	普通株式　0株

新任　社外

略歴および重要な兼職の状況

1963年　4月	八幡製鐵株式会社 入社
1993年　6月	新日本製鐵株式会社 取締役
1997年　4月	同 常務取締役
2000年　4月	同 代表取締役副社長
2003年　6月	同 常任顧問
2004年　6月	同 常任監査役
2006年　6月	テルモ株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年　3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年　6月	株式会社東京金融取引所 社外取締役（2008年9月まで）
2007年 10月	公益社団法人日本監査役協会 会長（2008年10月まで）
	日本郵政株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2008年　6月	新日本製鐵株式会社常任顧問（2008年9月まで）
2008年 10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2013年　6月	同 相談役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社商工組合中央金庫　相談役

取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループ内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった株式会社商工組合中央金庫と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結業務粗利益に占める当社グループとの取引による業務粗利益および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

川村　隆

(1939年12月19日生 75歳)

再任　社外

現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員、報酬委員
所有する当社の株式の数	普通株式 130,000株

略歴および重要な兼職の状況

1962年　4月	株式会社日立製作所入社
1995年　6月	同 取締役
1997年　6月	同 常務取締役
1999年　4月	同 代表取締役取締役副社長
2003年　4月	同 取締役(2007年6月まで)
2003年　6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役
2005年　6月	日立プラント建設株式会社取締役会長(2009年6月まで)
2006年　6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長(2007年6月まで)
2007年　6月	日立マクセル株式会社取締役会長(2009年6月まで)
2009年　4月	株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長
2009年　6月	同 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役
2010年　4月	同 代表執行役 執行役会長兼取締役
2011年　4月	同 取締役会長
2014年　4月	同 取締役
2014年　6月	同 相談役(現任) 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社日立製作所　相談役
日立化成株式会社　社外取締役　取締役会長
日立建機株式会社　取締役会長　社外取締役

＊2015年６月開催予定のカルビー株式会社の定時株主総会をもって同社社外取締役に就任予定です。

取締役候補者とした理由等

川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役および取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

川村氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった株式会社日立製作所と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、グローバル人材の育成、「稼ぐ力」の徹底的な強化およびリスクガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。

取締役会等への出席状況 (2014年度) (注)2

取締役会	12／12回	(100%)
指名委員会	7／ 7回	(100%)
報酬委員会	6／ 6回	(100%)

候補者番号 11

甲斐中 辰夫（かいなか たつお）

（1940年1月2日生 75歳）

再任　社外

現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員、報酬委員、 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 4,400株

略歴および重要な兼職の状況

1966年 4月	検事任官
2002年 1月	東京高等検察庁検事長
2002年10月	最高裁判所判事
2010年 3月	東京弁護士会弁護士登録
2010年 4月	卓照綜合法律事務所入所（現任）
2011年 1月	生命保険契約者保護機構理事長（現任）
2013年11月	株式会社みずほ銀行社外取締役（2014年6月まで）
2014年 6月	当社社外取締役 （現任）

（重要な兼職の状況）
卓照綜合法律事務所　所属弁護士
生命保険契約者保護機構　理事長
株式会社オリエンタルランド　社外監査役

＊日本航空株式会社 社外取締役については、2015年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定です。

取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート･ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません。

取締役会、委員会での活動状況

東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、堅確なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の「報酬の決定方針」等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

取締役会等への出席状況（2014年度）（注）2

取締役会	12／12回	（100%）
指名委員会	7／ 7回	（100%）
報酬委員会	6／ 6回	（100%）
監査委員会	14／14回	（100%）

候補者番号 12

阿部 紘武（あべ ひろたけ）

（1944年11月13日生 70歳）

新任　社外

現在の当社における地位および担当	―
所有する当社の株式の数	普通株式　0株

略歴および重要な兼職の状況

1970年　1月	等松・青木監査法人入社
1985年　6月	米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事務所 出向（1992年10月まで）
1990年　7月	監査法人トーマツ 代表社員
2001年　6月	同 包括代表社員(CEO)（2007年5月まで）
2004年　6月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼクティブメンバー（2007年5月まで）
2007年　6月	監査法人トーマツ シニアアドバイザー（2009年12月まで）
2010年　1月	公認会計士阿部紘武事務所(現任)

(重要な兼職の状況)

公認会計士阿部紘武事務所

コネクシオ株式会社 社外監査役

新日鐵住金株式会社 社外監査役

＊本田技研工業株式会社 社外監査役については、2015年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定です。

取締役候補者とした理由等

阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

阿部氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所が、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません。

候補者番号 **13**

大田 弘子（おおた ひろこ）

（1954年2月2日生 61歳）

現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員
所有する当社の株式の数	普通株式 5,000株

再任　社外

略歴および重要な兼職の状況

1996年　4月	埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授
1997年 10月	政策研究大学院大学 助教授
2001年　4月	同 教授
2002年　4月	内閣府 参事官
2003年　3月	同 大臣官房 審議官
2004年　4月	同 政策統括官（経済財政分析担当）
2005年　8月	政策研究大学院大学 教授
2006年　9月	経済財政政策担当大臣
2008年　8月	政策研究大学院大学 教授（現任）
2009年　4月	同 副学長（2011年3月まで）
2014年　6月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
政策研究大学院大学　教授
JXホールディングス株式会社　社外取締役
パナソニック株式会社　社外取締役

取締役候補者とした理由等

大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革会議議長代理、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

大田氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会、委員会での活動状況

政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、事業戦略の選択と集中および変革を支える経営人材の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

取締役会等への出席状況（2014年度）（注）2		
取締役会	12／12回	（100%）
指名委員会	7／ 7回	（100%）

(注) 1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
2. 綾隆介、真保順一、藤原弘治、船木信克、川村隆、甲斐中辰夫および大田弘子の7氏については、2014年6月の当社取締役就任以降、2014年度に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である大橋光夫、川村隆、甲斐中辰夫および大田弘子の4氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において上記4氏、関哲夫氏および阿部紘武氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 川村隆、甲斐中辰夫、大田弘子の3氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、関哲夫、阿部紘武の両氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および副議長ならびに委員会の構成および委員長について以下を予定しております。
取締役会議長　:大田弘子
取締役会副議長:高橋秀行
指名委員会　　:大橋光夫(委員長)、川村隆、甲斐中辰夫、大田弘子
報酬委員会　　:甲斐中辰夫(委員長)、関哲夫、川村隆
監査委員会　　:高橋秀行(委員長)、関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武、船木信克
6. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人(以下、「業務執行者」という)ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核子会社から、一定額(過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等(以下、「役員に準ずる者」という)の近親者ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役、執行役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2〜7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。

※「中核子会社」:株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※「主要な取引先」:直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高(当社の場合は年間連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定

〈株主提案（第２号議案から第11号議案まで）〉

第２号議案から第11号議案までは、株主さまからのご提案によるものであります。また、第２号議案から第９号議案までは、２名の株主さまからの共同のご提案となっております。

第２号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

1. 提案内容

定款第４７条を、以下の様に変更する。

現行の条文
「当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」

変更案
「当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。」

2. 提案の理由

当社は、昨年の委員会設置会社への移行に際する定款変更に於いて、剰余金の配当等の決定機関を取締役会に変更してしまった。昨年の株主総会に於いては、当グループ設立後初の配当についての株主提案が行われたが、それと軌を一にしての措置だと考えざるを得ない。株主から、配当についての意思表示を株主総会に於いて行う権利を奪ってしまった訳だが、取締役会は、株主が配当水準に不満であれば、任期が１年である取締役を再任しなければよい、と反論する事が予想される。しかし乍ら、配当水準には不満だが、取締役を交代させる必要までは無い、と考える株主も多くいると思われ、その様な株主から意思表示の機会を奪うのは理不尽である。定款の変更案は、みずほ銀行がメインバンクである丸紅等と同じ内容であり、取締役会で配当額を決める事が可能だが、株主も配当についての株主提案が可能で、どちらが望ましいかを株主が総会で決定できる様にするものである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。
当社は、昨年の株主総会において、指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役の任期が1年に短縮されることにあわせ、会社法第４５９条・同第４６０条に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更議案を提案し、多数の株主さまの賛成を得て、承認頂いております。

剰余金の配当等の決定は、会社経営上の様々な側面からの判断を要すること、指名委員会等設置会社移行による社外取締役を中心とした法定三委員会等の活用、株主還元方針の明確化により、意思決定プロセスの透明性・公正性が確保されることから、株主さまの付託を受けた取締役会が、株主還元方針と利益状況等に照らし配当水準を判断し、責任を負う体制にすることで、株主さまへの利益還元や資本政策を機動的に遂行できると考えます。

したがって、本議案のような定款変更は不要と考えます。

第３号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2. 提案の理由

連結ベースで３．７兆円以上の株式を保有する当グループは、平成２０年度に４千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、サンテック（極端に低いＲＯＥが長年に渡り継続、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の著しく経済合理性を欠く対応を続けている。取引企業との馴れ合いにより、客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、株主共通の利益に反する資産管理が行われている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。

なお当議案は前年の当社総会でＩＳＳが賛成推奨し、３２％の賛同を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社および当社の中核子会社（※）において保有する政策保有株式の議決権行使につきましては、短期的な配当性向だけではなく、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、発行会社との対話や専門部署による検証等を通じ、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

引き続き、適切な議決権行使がなされるように努めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

（※）「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

第４号議案 定款一部変更の件（評価書の適正な作成）

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「平成２７年定時株主総会以降において、当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社、コンサル会社等の子会社・関連会社（以下、「傘下企業」という）が、業として企業価値評価書を作成することを依頼された場合においては、負債をマイナスにするなどの不適切な評価書を作成しない様、傘下企業を指導しなくてはならない。」

2. 提案の理由

平成１８年、カネボウに対し低廉過ぎるＴＯＢと営業譲渡が行われ、一般株主が追い出された際、ファンド連合が価格の根拠としたのが、みずほ証券の作成した企業価値評価書であった。後に裁判所が３６０円の価値があると認定した同社株を、みずほ証券は戦後最安値２７７円（併合考慮後）すら下回る１株１６２円と評価し、この評価に基づきファンド連合は一般株主を低価格で追い出した。営業譲渡時の評価書では、資本に対する負債の割合をマイナス１５％などとして、低価格に算定していた。

負債をマイナスとして企業価値を算定することは、少なくとも平成２７年６月現在の法令・会計慣行等に照らせば適切でなく、今後このような評価書を濫造した場合、みずほ証券や親会社である当社が損害賠償を請求される可能性が高く、このようなリスクは回避すべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループの証券会社等が、企業価値の評価を行うに際しては、一律の基準のみで評価するのではなく、企業評価時の一般的な会計慣行等を踏まえ、その時々のその企業を取り巻く経済環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の条件について、十分な検討を客観的に行ったうえで、総合的に判断を行っております。

なお、企業価値評価の結果は、その方法や採用される数値等の点から、ある程度幅のあるものであり、裁判での認定価格以外の価格が、不当に算定されているというわけではありません。

また、当社はグループ経営管理を通じて、子会社、関連会社における法令諸規則等に則った適切な内部管理態勢の整備に努めており、恣意的な算定が行われ、企業価値の評価が影響されることはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第５号議案 定款一部変更の件（セクハラ防止体制の構築）

1. 提案内容

定款に、以下の条文を加える。

「当社グループは、安倍政権の推進するすべての女性が輝く社会づくりの趣旨を十分に尊重し、女性行員に対するセクハラの防止に努めるとともに、準強姦等セクハラの被害者に退職を強要したり不利益を課することなく、被害者が復職できるよう最大限努力するものとする。」

2. 提案の理由

報道によると、みずほ銀行に勤務する３０代の女性行員が、同僚男性に準強姦された可能性が高いとのことである。これは、女性の人格に対する重大な冒涜である。また、安倍政権が推進している「すべての女性が輝く社会づくり」に逆行するといわざるを得ない。

そこで早急に真相を解明して発表するとともに、再発防止に努めるべきである。また、被害者である女性行員が、退職を促されるなどの不利益を受けるのは、言語道断であるし、今後の人材獲得に支障を来すことになる。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループは従前より、男女雇用機会均等法および厚生労働省の指針ほかに基づき、セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化およびその周知・啓発を行い、その発生の原因や背景について理解を深め、職場環境の適切な構築にグループ役職員全員が一体となって取り組んでおり、今後も取り組みを強化してまいります。

また、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認出来た場合においては、被害者に対する配慮の措置を行う等、適切な職場環境の構築に努めると共に、被害者の労働条件に不利益が出る事の無いよう適切に対応しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第６号議案 定款一部変更の件（定時株主総会の基準日等）

1. 提案内容

定款第１０条１項及び２２条を以下の様に変更する。

現行の条文
(基準日)
第１０条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期)
第２２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

変更案
(基準日)
第１０条　当会社は、毎年５月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期)
第２２条　当会社の定時株主総会は、基準日後２ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 提案の理由

当社グループは、毎年３月３１日を基準日として、６月の下旬に定時株主総会を開催している。このため、基準日と定時株主総会との間に３ヶ月の開きがあることになり、その間、株主が交代している可能性も高い。その上、株主総会では、１年前の有価証券報告書しか見ることができずに、審議をしなければならない。

また、６月は株主総会の集中月であり、株主の出席が困難であるから、これを避けるべきである。

さらに、決算書類の法定監査等の関係で、招集通知発送から株主総会まで３週間程度しかなく、議案の検討期間が不十分である。

現行金融商品取引法は、旧証券取引法と異なり計算書類について、株主総会の承認を不要としている。また、会社法も、期末と基準日が同一であることを要求していない。よって、定時株主総会を６月に行う法令上の要請はない。

基準日を５月３１日とし、定時株主総会を７月とすれば、上記弊害を回避できる。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社の取締役および執行役の任期を勘案、事業年度終了後、速やかに新事業年度の役員体制を確立すること、株主さまのご意見等をお聞きすることが、重要と考えております。

また、当社は、従来より招集ご通知を早期に発送しており、加えて今回より発送前のweb開示により、定時株主総会開催日まで概ね4週間程度の期間を確保しております。

定時株主総会の開催時期等について、議論があることは承知しておりますが、当社としては、可能な限り速やかに、6月中に開催することが適当と考えております。

したがって、本議案のような定款変更は不要と考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（不公正な決議方法の禁止）

1. 提案内容

定款に、以下の条文を加える。

「定時株主総会の議案の作成及び決議に当たっては、誰もが賛成する議案と、賛否の分かれる議案とを抱き合わせで１つの議案とするなどの不公正な方法で決議を行ってはならない。」

2. 提案の理由

昨年の当社定時株主総会では、第２号議案として、定款変更が議題とされた。これは、委員会設置会社に移行することを主たる内容とするものである。しかし同時に、同議案は剰余金の配当の決定を株主総会で決議できないようにする第４７条を抱き合わせで挿入していた。

委員会設置会社への移行は、暴力団融資の発覚を受け、ガバナンス強化の必要があったから、誰しもが賛成する内容である。一方、第４７条は配当に関して株主提案すらできなくするもので、反対も多い。実際、同２号議案には８６％が賛成しているが、配当を５円とする株主提案には１９％が賛成している。即ち、少なくとも５％の株主は、「委員会設置会社への移行は賛成だが、配当を株主総会の議題とできなくすることには反対」であったが、やむなく賛成したものである。

このような「抱き合わせ」の手法による決議は、著しく不公正であり、株主の利益を大きく損ねるから、厳に慎むべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

不公正な方法で決議を行わないことは、法律上当然のことであり、当社はこれまで違反したことはなく、今後も違反をすることはありません。

ご指摘の、剰余金の配当等の決定につき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の昨年の定款変更は、当社の目指す指名委員会等設置会社の下のガバナンス態勢の一部を成すものであります。したがって、他の定款変更と一体として株主さまの判断を仰ぐこととしたものであり、抱き合わせ提案ではありません。

剰余金の配当等の決定は、会社経営上の様々な側面からの判断を要すること、株主さまの付託を受けた取締役会で株主さまの利益をも勘案した厳格な検討がなされること等から、法律上も、指名委員会等設置会社の体制として、配当等について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることが認められております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（株主総会議事録の開示）

1. 提案内容

定款に、以下の条文を加える。

「株主総会議事録は、少なくとも株主に対しては、質問株主の個人名を伏せた上でインターネットで開示するように努めるものとする。」

2. 提案の理由

株主総会は、経営者の生の声を聞く貴重な機会であり、株主質問への回答にあたり、重要な情報が開示されることもある。

しかし、一方で、平日の昼間に行われるため大多数の株主は出席が困難である。

また、法律上株主総会議事録の閲覧・謄写を求めることもできるが、その手続きは煩雑であり、あまり利用されていない。

そこで、株主総会議事録を株主に対してインターネットで開示すべきである。このようにすることで、情報開示に熱心な企業として、その価値を高めることが可能である。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

株主総会議事録は、総会に関する法定記録文書であり、会社自らの開示を予定している文書ではありません。そのため、法律上の規制があり、閲覧・謄写の権利は、株主および債権者に限定され、かつ会社への請求手続きが必要とされております。また、正当な権利行使であることが前提とされており、権利の濫用に該当するようなケースでは、株主・債権者であっても閲覧等はできません。このような文書の性格上、インターネットでの開示は、目的外使用等の濫用のおそれもあり、必ずしも適当ではありません。

なお、当日出席が困難な株主さまへの情報伝達の観点から、今回の株主総会より、質疑応答要旨の当社web上での開示を予定しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（詐欺防止体制の構築）

1. 提案内容

定款に、以下の条文を加える。
「当社グループは、当社グループの行員が当社グループの本支店等において、顧客その他に対して詐欺を働くことのないよう、十分に留意するものとする。」

2. 提案の理由

みずほ銀行の元行員であるO氏は、銀行の顧客（多額預金者）に対して、有利な投資話を持ち掛け勧誘し、多額の資金を騙し取ったとして逮捕されている。同氏は、被害者の一部から訴えられ、２月２０日、原告らに対して、およそ２億５千万円の支払いを命ずる判決を命じられてもいる。被害者は、O氏がみずほの行員であり、また、本店応接室を案内するなどしたために安心して金を預けた。このような事件は、当社グループの信用を失墜させるから、再発防止に努めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。
当社グループでは、倫理面での具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定し、周知徹底を図っております。また、コンプライアンスを徹底するための具体的な手引書として、業務遂行上遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示したコンプライアンス・マニュアルを各社にて策定するとともに、コンプライアンス研修等によりその内容の周知徹底を図っております。コンプライアンス遵守の重要性は強く認識しており、引き続き職員に対してその徹底を図ってまいります。
したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第10号議案 定款一部変更の件（グリーンシートからの撤退）

1.提案内容

定款に以下の条文を加える。
「当グループの証券会社が行っているグリーンシートから全面撤退する」

2.提案の理由

去年の提案で、みずほ証券で取り扱うグリーンシートの欠陥について指摘したが改善が全く見られないので、即刻撤退する。

継続するのであれば、ザラ場の気配情報開示と証券取引所と同じ「価格優先」「時間優先」のオークション形式にする。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

みずほ証券株式会社では、日本証券業協会の規則、同協会が店頭取引における秩序維持と公正な取引慣行を確立するために定めたルールに基づき、適正な業務運営を行っております。なお、同社が取り扱うグリーンシート銘柄については、気配値を1日1度適切に開示しており、その気配値は同協会のホームページにおいても開示されておりますが、取引を行おうとする際の参考価格であるため、必ずしもその価格で取引が成立するとは限りません。

また、お取引に際しましては、お客さまのご意向を踏まえ、お客さまにとって最良の取引条件で執行することに努めており、最良執行にあたっては、その価格のみならず、例えばコスト・スピード・執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第11号議案 定款一部変更の件（グリーンシートの後続制度に参加しない）

1.提案内容

定款に以下の条文を加える。
「当グループの証券会社はグリーンシートの後続制度に参加しないものとする」

2.提案の理由

当社として利益も見込めず、それ以上に投資家は不当に安い株価で巨額損失が出たままの状態で参加するべきではない。

参加するのであれば、ザラ場の気配情報開示と証券取引所と同じ「価格優先」「時間優先」のオークション形式にし、公正透明な市場で企業価値が適正評価される市場でなければならない。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

グリーンシート銘柄制度に代わる店頭有価証券の取引制度として「株主コミュニティ制度」が導入されることが日本証券業協会より公表されました。

今後、同制度を導入するための自主規制規則が、日本証券業協会により制定されることを踏まえ、投資家にとっての公正かつ透明な市場形成がなされるかどうか、多様なニーズに対する投資機会の提供拡大に資するかどうか、および当社グループの戦略との整合性、採算性等について十分な分析を行ったうえで同制度への参加の是非について検討してまいる所存でございます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

以上

（添付書類）**第13期** 2014年4月1日から 2015年3月31日まで **事業報告**

1.当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、全体としては緩やかな回復が続きましたが、一部には弱さもみられました。先行きは、先進国を中心に引き続き回復が期待されますが、地政学的リスクの高まりや原油価格下落に伴う影響には注視を要する状況となっております。

米国経済は景気回復が続いており、雇用環境の改善や個人消費の持ち直しがみられました。先行きは、金融政策正常化の動きに伴う影響には留意する必要があるものの、底堅い回復が続くことが期待されます。

欧州経済は、英国での堅調な回復に加えて、ユーロ圏においても緩やかな回復が続きました。今後も緩やかな回復基調は維持される見通しですが、ギリシャ情勢を含む債務問題の帰趨や高水準の失業率、ロシア経済減速の影響、金融政策の動向等に留意が必要な状況が続いております。

アジアでは、中国経済はテンポを緩めつつも安定した成長を続けました。今後もこの傾向は継続するとみられますが、製造業部門の過剰設備問題や不動産市況の弱含み等もあり、成長ペースが鈍化していく可能性も意識されるようになっております。アジア経済全体としては、欧州向け輸出の弱含み等もあり、成長に勢いを欠く状況が続きました。先行きは、原油価格下落による内需の押し上げ効果が期待される一方で、米国の利上げに伴う通貨安等の懸念材料もあることから、景気拡大は緩やかなペースにとどまるとみられます。

日本経済は、緩やかな回復基調が続くなかで雇用環境や企業収益の改善がみられました。先行きは、雇用者所得の回復を背景とした個人消費の高まりや円安傾向が定着する中での輸出増加等を支えとして、持ち直しの動きが継続していくことが期待されます。

企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社150社および持分法適用関連会社21社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。

企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、2013年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『**One MIZUHO New Frontier プラン 〜〈みずほ〉の挑戦〜**』を策定し、推進してまいりました。

この中期経営計画は、内外経済・社会の構造変化や規制環境の変化等に対応し、新しい時代の新しい金融の姿を目指す新生〈みずほ〉に向けた積極的な取組策であり、その中で、〈みずほ〉のあるべき姿・将来像としてのビジョン、新しい金融に必要な要素や〈みずほ〉の現状分析を踏まえた対応の方向感も反映した「5つの基本方針」、さらに、この方針を具体化した事業戦略、経営管理・経営基盤等における戦略軸としての「10の戦略軸」を、以下の通り設定しております。この戦略軸に基づき、事業戦略の推進ならびに経営管理・経営基盤等の強化を進めてまいりました。

〈みずほ〉のビジョン(あるべき姿)

**日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、
お客さまから最も信頼される、
グローバルで開かれた総合金融グループ**

- 信頼No.1の〈みずほ〉
- サービス提供力No.1の〈みずほ〉
- グループ力No.1の〈みずほ〉

5つの基本方針 **10の戦略軸**

5つの基本方針

1. 多様な顧客ニーズに応える、グループベースでのセグメント別戦略展開
2. 変化への積極的対応を通じた日本と世界の持続的発展への貢献
3. アジアの〈みずほ〉へ、グローバル化の加速
4. 〈みずほ〉らしさを支える強靭な財務基盤・経営基盤の構築
5. One MIZUHOとしての、強固なガバナンスとカルチャーの確立

10の戦略軸

(1)事業戦略

①個人・法人のきめ細かなセグメントに応じた、「銀・信・証」一体による総合金融サービス強化

②フォワード・ルッキングな視点と産業・業種知見を活用した、コンサルティング機能の発揮

③日本の個人金融資産の形成支援と活性化

④成長産業・企業への積極的なリスクテイク能力の強化

⑤日本そして世界でのアジア関連ビジネスの強化・拡大

⑥加速するグローバルな資金流・商流の捕捉による重層的な取引深耕

(2)経営管理・経営基盤等

⑦潤沢な流動性と適切な資本水準を背景とした安定的な財務基盤の強化

⑧事業戦略を支える最適な経営基盤(人材、業務インフラ)の確立

⑨自律的なガバナンスとリスク管理の更なる強化

⑩グループ共通のカルチャー確立に向けた新たな『〈みずほ〉の企業理念』の浸透と「サービス提供力No.1」に向けた取り組み

2014年度は、中期経営計画の２年目として、お客さまから最も信頼される総合金融グループの実現に向け、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

具体的には、グループ会社の金融ノウハウや産業知見等を幅広く組織横断的に展開する「銀行・信託・証券」一体戦略を推進することで、お客さまのあらゆるニーズに対して、グループの総力を挙げて各種金融サービスを迅速に提供してまいりました。

また、地域金融機関と連携し、地域経済の活性化等、地方創生に向けたさまざまな取り組みを実施したほか、The Royal Bank of Scotland Plcから北米のホールセール事業における貸出資産等の取得について合意したこと、資産運用ビジネスの強化を目的に、グループ資産運用会社の統合に向けた準備・検討を開始したこと等、さらなる飛躍に向けた施策も積極的に展開してまいりました。

コーポレート・ガバナンスの面では、持株会社の機能を強化するとともに、2014年6月に指名委員会等設置会社（改正前会社法:委員会設置会社）へ移行する等、グローバルに活動するシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）として相応しいコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

また、法令遵守態勢の面では、反社会的勢力との取引遮断をより一層強化するとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた取り組み等を強化してまいりました。

〈みずほ〉のコーポレート・ガバナンス体制

旧
監査役会設置会社
持株会社（FG）
株主総会
監査役
取締役会
議長
社外
社内
取締役社長
業務執行取締役・執行役員
監督・監査／経営

新
指名委員会等設置会社
持株会社（FG）
株主総会
取締役会
議長
副議長
社外
非執行
社内
監督・監査
（法定3委員会）
委員長　指名委員会　取締役の選解任議案の決定
委員長　報酬委員会　取締役・執行役の報酬決定
人事検討会議　執行役・執行役員の選解任案　役員報酬に関する基本方針案作成等
委員長　監査委員会　取締役・執行役の職務執行の監査等
リスク委員会　リスクガバナンスに関する助言
社外取締役会議
経営
執行役社長
執行役・執行役員
銀行（BK）頭取
信託（TB）社長
証券（SC）社長
…… ユニット長　対顧ユニット　個人、リテールバンキング、大企業法人、事業法人、金融・公共法人、国際
… ユニット長　プロダクツユニット、市場ユニット　投資銀行、トランザクション、アセットマネジメント、市場
…… グループ長　企画・管理部門　企画、財務・主計、リスク管理、人事、IT・システム、事務、コンプライアンス統括

FG：みずほフィナンシャルグループ
BK：みずほ銀行
TB：みずほ信託銀行
SC：みずほ証券

凡例
社外（・非執行）
社内・非執行
社内・執行

※ 当社の企業統治システムの主な特徴については、54〜55頁をご参照願います。

[2014年度業績]

2014年度決算は、連結当期純利益が6,119億円となり、業績予想の5,500億円を超える好調な結果となりました。連結当期純利益は、過去最高益であった前年度との比較では▲764億円の減少となりましたが、これは、平成27年度税制改正に伴う実効税率変更の税効果会計への影響等により、税金関係費用*が前年度比900億円増加したこと等によるものです。連結業務純益に関しては、顧客部門収益が非金利収支を中心に着実に増加したことに加え、市場部門等においても増益となったことにより、前年度比1,326億円増加し、8,769億円となりました。なお、連結与信関係費用は、前年度との比較では1,175億円の増加となりましたが、繰入額は▲46億円と引き続き低水準に留まっております。

以上の結果、2015年3月末現在の連結普通株式等Tier1比率は9.43%となりました。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

当年度より、新たな株主還元方針として、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。こうした方針のもと、2014年度の期末配当金につきましては、期初予想から50銭増額し、普通株式について４円（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度より1円増額した１株当たり７円50銭）とさせていただきました。また、優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきました。

*法人税、住民税及び事業税ならびに法人税等調整額

連結当期純利益
6,119億円
(前期比 ▲764億円)

連結業務純益
8,769億円
(前期比 ＋1,326億円)

連結普通株式等Tier1比率
9.43%
(前期比 ＋0.63%)

普通株式配当金(年間配当金)
7円50銭
(うち期末配当金は１株当たり４円)

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。　(単位：億円)

会社名	経常収益(営業収益)	経常利益	当期純利益
当社連結決算	31,802	10,108	6,119
みずほ銀行	22,382	6,863	4,231
みずほ信託銀行	1,927	681	572
みずほ証券	3,015	612	440

事業戦略

当社グループは、銀行・信託・証券やその他の事業分野にわたるグループ横断的なビジネス戦略を推進し、当社が戦略・施策の立案を行う、グループ運営体制を導入しており、具体的には10の「ユニット」を設置しております。
当年度における各ユニットの事業の経過及び成果は次の通りです。

〈みずほ〉のグループ運営体制

※上記以外のグループ各社についても事業特性等に応じ原則として各ユニットに所属

個人ユニット

個人ユニットは、個人のお客さまに向けた業務を担当しております。

当年度は、銀行・信託・証券の機能をフルに活用しながら、多岐にわたるお客さまの金融ニーズにお応えする取り組みを続けてきました。お客さまの資産運用ニーズにお応えすべく、投資信託等の資産運用商品ラインナップを拡充するとともに、NISAを活用した資産づくりの提案をしてまいりました。

また、お客さまの円滑な資産承継をサポートすべく、遺産整理・遺言信託等、信託機能を活かしたサービスを提供するとともに、グループ一体戦略のもと、より多くの〈みずほ〉のお客さまに金融サービスを提供できるよう、みずほ銀行の各店でみずほ証券の金融商品仲介業務の取り扱いを開始いたしました。

さらに、お客さまに一層〈みずほ〉をご利用いただけるよう、利便性を高める取り組みを進めてまいりました。インターネット・スマートフォンによるサービスのレベルアップや、みずほ銀行ATMの画面刷新等、どなたにも使いやすいサービスの提供に努めたほか、チャットを活用してお客さまからの照会に対応する等、新たな技術を用いたサービスの提供にも取り組んでまいりました。

NISAを活用した資産づくりのご提案

みずほ銀行ATM画面

リテールバンキングユニット

リテールバンキングユニットは、企業オーナー・地権者等の個人のお客さまと、中小企業マーケットに係る業務を担当しております。

当年度は、事業の成長・拡大、事業の承継といった経営課題や、資産の承継・運用といった企業オーナー等のお客さまのニーズに対して、グループ一体となり、最適な金融ソリューションを提供してまいりました。

また、お客さまの状況に応じたさまざまな承継対策手法を網羅した、「承継提案冊子」をお客さま向けに制定する等、より一層お客さまのニーズにお応えできる体制を構築いたしました。

承継提案冊子

大企業法人ユニット

大企業法人ユニットは、国内大企業法人ならびにそのグループ会社を中心とする法人マーケットに係る業務を担当しております。

当年度は、特に、シンジケートローンや社債引受、M&A等の分野で高い実績をあげる等、お客さまとの強固なリレーションを背景に経営課題を的確に把握し、「銀行・信託・証券」一体でグループの専門機能を結集した最適なソリューションをグローバルベースで提供してまいりました。

また、産業や業種に対する知見を活用した、新産業、成長産業の育成に向けた取り組みや、リスクマネーの供給も行ってまいりました。

事業法人ユニット

事業法人ユニットは、中堅・中小企業を中心とするオーナー企業マーケットに係る業務を担当しております。

当年度は、お客さまの資金需要に円滑にお応えするという金融機関の役割を強く認識し、資金調達ニーズへの対応に努め、取扱総額1兆円の融資ファンド「成長基盤強化ファンド」を設定する等、お客さまの成長支援に積極的に取り組んでまいりました。

また、お客さまの成長段階に応じ、ビジネスマッチング（顧客紹介）、海外進出支援、新規株式上場支援等、お客さまの事業・財務戦略の幅広い経営課題に対して、グループ一体となって最適なソリューションを提供してまいりました。

ビジネスマッチングフォーラム「ものづくり編」の模様

金融・公共法人ユニット

金融・公共法人ユニットは、国内の金融法人、公共法人を中心とする法人マーケットに係る業務を担当しております。

当年度は、金融法人・公共法人のお客さまと連携し、農林漁業6次産業化ファンドの設立、官民連携ファンドの活用等を通じた、成長分野へのリスクマネーの供給、投資先企業への成長支援を通じた地方創生に取り組んでまいりました。

また、地域金融機関や地方公共団体と連携し、当社グループの産業知見やグループリソースの提供を通じて、地域経済の活性化にも注力してまいりました。

農林漁業6次産業化ファンドへの出資・参画

ファンド総額
13件168億円
(含む機構※等出資分)

生産者や事業者を経営面・資金面で支援

6次産業化

→農林漁業に従事する方が、主体的・総合的に、
生産から流通・販売まで一体的に携わり、付加価値を向上

1次産業 × 2次産業 × 3次産業 ＝6次産業

生産

加工

流通・販売

農林漁業の安定的な成長・発展と地方創生に貢献

※農林漁業成長産業化支援機構

国際ユニット

国際ユニットは、海外進出日系企業および非日系企業を中心とする法人マーケットに係る業務を担当しております。

当年度は、先進の金融技術・ノウハウを活用した専門性の高いサービスの提供により、日系企業の国際事業展開を内外一体的にサポートしてまいりました。特に、アジア地域につきましては、進出アドバイザリー業務等を通じて、当該地域に進出する日系企業を支援してまいりました。

また、当社グループのグローバルなネットワークを活用し、世界各国の非日系企業との取引も、積極的に推進するとともに、プロジェクトファイナンスやトレードファイナンス等のプロダクツの分野でも、海外におけるお客さまの幅広いニーズに応えるため、積極的

グローバルネットワークの拡充

お客さまの海外への進出をサポートする体制を強化しています。

欧州/中近東
22 拠点

な取り組みを行ってまいりました。

2015年2月には、The Royal Bank of Scotland Plcから北米のホールセール事業における貸出資産等の取得について合意する等、非日系のグローバル企業との取引拡大を加速するとともに、海外の主要な金融機関や政府系機関等との提携関係の構築を進め、サービス提供力のさらなる強化に努めてまいりました。

また、拠点ネットワークの拡充に力を入れ、アジアでは、中国に現地法人の常熟出張所、タイにバンコック支店イースタンシーボード出張所を開設したほか、ミャンマーでの支店開設やインドでの第5拠点開設について現地当局の認可を取得いたしました。さらに、南米では、チリにサンチャゴ出張所を開設いたしました。

タイ最大の民間銀行
The Siam Commercial Bank
との業務協力覚書調印式

バンコック支店イースタンシーボード出張所の開所式

米州
23 拠点

アジア/太平洋
51 拠点

● みずほ銀行 海外支店・出張所
● みずほ銀行 駐在員事務所
■ みずほ銀行 海外現地法人等
◆ みずほ証券、みずほ信託銀行、DIAMアセットマネジメントの海外現地法人等

※2015年3月末時点

投資銀行ユニット

投資銀行ユニットは、M&A・不動産・アセットファイナンス・プロジェクトファイナンス・コーポレートファイナンスの5つの事業分野を中心に、銀行・信託・証券が連携して最適なソリューションを提供しております。

当年度は、米国における石炭火力発電所の排ガスを活用した原油増進回収事業へのファイナンスの組成等、各事業分野において数多くの案件を組成いたしました。また、不動産・アセットファイナンス業務の一部で銀行・信託間を中心とした兼職体制を導入する等、お客さまのニーズにワンストップでお応えできる体制の構築に努めてまいりました。

トランザクションユニット

トランザクションユニットは、国内為替・外国為替・資金管理やトレードファイナンス、コルレス円決済・円カストディ、グローバルカストディ、資産管理、証券代行等のサービスを提供しております。

当年度は、グループ一体となり、お客さまのさまざまなニーズにお応えするとともに、シンガポールにアジアトランザクション営業部を新設する等、お客さまの海外展開ステージにあわせて、テーラーメードのソリューション提案からシステム導入、導入後のサポートまでを一元的に対応する体制の整備を行ってまいりました。

アセットマネジメントユニット

アセットマネジメントユニットは、個人から機関投資家までの幅広いお客さまの資産運用ニーズにマッチした商品開発・サービスを銀行・信託・証券、さらには、グループの資産運用各社が一体となって提供しております。

当年度は、個人のお客さまに対しては、中長期の資産形成に資する投資信託・ファンドラップ等の商品提供、年金や地域金融機関のお客さまに対しては、ポートフォリオ全体に対する分析・評価を行うことによる、資産配分や運用戦略の組みあわせに関するアドバイス等の、多様なニーズにあわせたサービスを提供しております。

市場ユニット

　市場ユニットは、金利・為替・株式・コモディティ等、マーケット商品全般に関するセールス＆トレーディング業務と、金利・エクイティ・クレジット等への投資業務を担当しております。

　当年度は、市場環境を踏まえ、グループのグローバルネットワークを駆使した最適なソリューション提案により、為替・デリバティブ関連のヘッジニーズや、株式・債券等の投資ニーズにお応えするとともに、インベストメント・カンファレンスやアナリストレポート等を通じた情報発信に努めてまいりました。また、投資業務に関しては、高い運用力を活かしつつ、市場の変動を踏まえた予兆管理と投資分散を進め、安定的なポートフォリオ運営を行ってまいりました。

みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券（以下、「中核３社」といいます）における当年度の事業の経過及び成果は次の通りです。

みずほ銀行

みずほ銀行は、「銀行・信託・証券」の一体戦略のもと、グループ全体のお客さまのさまざまなニーズに最適な金融商品・金融サービスを提供してまいりました。

個人のお客さまにつきましては、お客さまのライフステージ・ライフイベントに応じた商品・サービス提供の強化や、利便性の向上に努めてまいりました。

法人のお客さまにつきましては、産業や業種に対する知見を活用し最適なソリューションを提供してまいりました。また、お客さまの資金需要に円滑にお応えするという金融機関の役割を強く認識し、お客さまの成長段階に応じた、資金調達ニーズへの対応力を強化してまいりました。

海外のお客さまにつきましては、貸出のみならず、アドバイザリーや資金管理サービス等のソリューションをきめ細かく提供してまいりました。また、拠点ネットワークの拡大にも力を入れるとともに、国内外の〈みずほ〉の拠点が連携し各地でお客さまを支援する体制を整えることで、お客さまのグローバルな事業展開をサポートしてまいりました。

みずほ信託銀行

みずほ信託銀行は、「銀行・信託・証券」の一体戦略のもと、グループ全体のお客さまのさまざまなニーズに信託の高い専門性を活かしたサービスを提供してまいりました。

個人のお客さまにつきましては、金銭信託等の資産運用、不動産、資産承継・事業承継コンサルティング等の信託ならではの高い専門性を活かした総合的なサービスを提供してまいりました。

法人のお客さまにつきましては、不動産、資産流動化等の信託機能、高度なコンサルティング提案を通じた証券代行業務等、お客さまの経営課題に最適な信託ソリューションを提供してまいりました。また、年金・資産運用部門においても、お客さまのニーズにお応えする最適なソリューションを提供してまいりました。

みずほ証券

みずほ証券は、「銀行・信託・証券」の一体戦略のもと、グループ全体のお客さまのさまざまなニーズにあわせて、最適な金融商品・金融サービスを提供してまいりました。

個人のお客さまにつきましては、株式・債券・投資信託・ファンドラップ等の多様な商品、質の高い投資情報の発信等のサービスを提供してまいりました。また、お客さまの中長期的な資産形成に資するため、営業姿勢を預かり資産型のコンサルティング営業へ変革し、お客さま本位の営業を徹底する取り組みを進めてまいりました。

法人のお客さまにつきましては、株式・債券等の引受、株式上場支援、財務・資本政策アドバイザリー、M&Aアドバイザリー等を通じて、証券会社の専門性を活かした、お客さまの事業戦略に最適な金融ソリューションの提供に努めてまいりました。

機関投資家のお客さまにつきましては、投資戦略に即した的確な商品およびリサーチレポートを提供するとともに、お客さまの高度化するニーズにお応えするため、IRサービスの拡充、注文執行力の強化等に努めてまいりました。

なお、当社グループは、より充実した総合金融サービスを提供するために、銀行・信託・証券の共同店舗化等を進めてまいりました。

※ 店舗数は、いずれも2015年3月末現在

トラストラウンジ
みずほ銀行と同じ建物内に展開するみずほ信託銀行の相談拠点

プラネットブース
みずほ銀行のロビーに設置されているみずほ証券の店舗

当社グループは、以上のような事業戦略の展開に加え、金融円滑化につきましても、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し適切に対応するとともに、コンサルティング機能の発揮に努める等、グループを挙げて取り組んでまいりました。また、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」につきましても、その趣旨や内容を十分に踏まえ、適切に対応するよう努めております。

CSR（企業の社会的責任）につきましては、本業を通じた取り組みを中心に推進しております。当社グループは、日本に軸足を置く金融機関として、日本経済・社会の発展と産業競争力強化に貢献していくため、農業・医療・エネルギー等の分野において、農林漁業6次産業化や健康産業・医療介護事業の育成を支援するファンドへの出資、再生可能エネルギー事業への融資等を行いました。また、東日本大震災により被害を受けられた被災地の生活および産業・経済の復旧、被災地を中心とする地域の復興支援にも、引き続きグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。さらに、大学での寄付講義・講座や小・中・高校での出張授業、職場体験の受入れ等、金融教育の支援にも引き続き積極的に取り組んでまいりました。

指名委員会等設置会社への移行について

当社は、経営に対する取締役会による監督機能の強化と経営のプロセスの透明性向上によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化および意思決定の迅速化による経営の機動性向上を企図し、2014年6月24日の定時株主総会の承認をもって、指名委員会等設置会社（改正前会社法：委員会設置会社）へ移行しました。

指名委員会等設置会社としての当社における企業統治システムの基本的な考え方および主な特徴は、次の通りです。

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方

■監督と経営の分離

監督と経営の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営に対する監督に最大限専念することにより、ガバナンスの実効性を確保。

■執行役への業務執行の決定の委任

取締役会が、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現。

■監督における独立性確保

当社グループの経営から独立した社外取締役を中心とした指名委員会・報酬委員会・監査委員会等を活用し、意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保。

■グローバルスタンダードの採用

グローバルに展開する金融グループとして、国内法令の遵守はもとより、コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を積極的に採用。

当社の企業統治システムの主な特徴

■取締役会の構成

取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、非執行取締役（社外取締役および社内非執行取締役）の人数を取締役会の過半数とする一方、金融業務・規制や〈みずほ〉のビジネスモデルに精通した取締役による専門性も含めた意思決定における質の確保と実効性のある監督を目的として、十分な数の社内取締役を構成員とすることとしております。

指名委員会等設置会社への移行時点では、コーポレート・ガバナンス、法令遵守、危機管理、リスク管理、経営戦略、グローバル経営および経営改革（組織・カルチャー）等における豊富な経験や高い知見を有する社外取締役3名を追加的に招聘し、社外取締役を6名といたしました。また、執行役を兼務する取締役には、グループCEOである執行役社長に加え、財務・主計グループ長、リスク管理グループ長、コンプライアンス統括グループ長および企画グループ長の計5名が就任しており、これに2名の社内非執行取締役を加えた合計13名にて取締役会を構成しております。

■業務執行統括と取締役会議長の分離

取締役会議長は、取締役会の監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とすることとし、指名委員会等設置会社への移行時点では、社外取締役から取締役会議長を選定し、加えて、社外取締役である議長の運営を補佐する者として、社内非執行取締役から副議長1名を選定いたしました。

■法定3委員会の構成

株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案内容の決定や中核3社の取締役の選解任に関する当社における承認等を行う指名委員会、および取締役や執行役の報酬の決定や中核3社の取締役の報酬の承認等を行う報酬委員会については、委員長を含む全委員を社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとし、指名委員会等設置会社への移行時点では、全委員を社外取締役から選定いたしました。

また、取締役や執行役の職務執行について、適法性・妥当性の監査を行う監査委員会は、委員5名以上で組織し、その過半数は社外取締役とすることとし、指名委員会等設置会社への移行時点では、社外取締役3名と常勤の監査委員となる社内非執行取締役2名で構成し、委員長を常勤の監査委員の中から選定いたしました。

■執行役の構成

執行役は、当社の経営者として取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割を担う者が選任されるべきとの考え方に基づき、グループCEOである執行役社長、および、原則として、その指揮命令のもとでプロフィット部門を構成するユニットを統括する最上位の者、グループ長および内部監査部門長を選任することとし、指名委員会等設置会社への移行時点では、12名を選任いたしました。※

※ 2015年4月1日付にて、執行役体制を見直し、ユニット長全員を執行役といたしました（2015年4月1日時点・計18名）。

取締役会および各委員会の運営について

■取締役会

取締役会は、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を原則として執行役社長へ委任することとしたほか、議案については、取締役会議長が中心となって真に必要な議案への絞り込みを行い、経営の根幹に関わる案件について、社外取締役による高い目線での意見・提言を含め、自由闊達で本質的な議論を展開しております。

運営上は、論点・課題を明確にした資料作成および取締役会資料の事前配布・説明等の工夫を実施しております。

当年度に16回開催し、当社グループの2015年度業務計画等について決議するとともに、取締役が経営全般を俯瞰して把握すること等を目的として、経営戦略の執行状況や業績・重要課題等について報告を受けました。

■指名委員会

指名委員会は、当社および中核3社の取締役人事等について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。その過程においては、執行役社長および指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役で構成する人事検討会議にて外部評価等の客観的な指標や業務経験に基づく専門性等も踏まえた議論を行ったほか、個別面談や役員による取締役会報告の機会を確保する等の対応を行い、社外取締役を中心とした透明性の高い役員人事決定プロセスの実効性を確保しております。

2014年6月の指名委員会等設置会社移行後、当年度に7回開催し、当社取締役候補者の決定や中核3社の取締役選任に関する承認等を行いました。

■報酬委員会

報酬委員会は、当社の中長期的な業績や、経済や社会の状勢等も踏まえたうえで、役員が果たすべき役割・責任に応じた報酬制度について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。過度なリスクテイクを抑制しつつ持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを行う観点から、固定報酬比率の引き下げによる適切な構成比率の設定や、業績給および業績連動型株式報酬により各役員の成果をより適切に反映する報酬体系への見直しについて、社外取締役を中心とした客観的かつ透明性の高い検討プロセスを確保いたしました。

2014年6月の指名委員会等設置会社移行後、当年度においては6回開催し、当社グループ役員の報酬の決定方針について決議するとともに、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核3社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。

■監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、監査委員会において取締役、執行役、使用人および会計監査人（以下、「取締役等」といいます）から適時・適切に報告を受け説明を求めるとともに、必要に応じ指示・提言を行いました。また、常勤監査委員が行う執行部門における重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等からの報告徴収、内部監査部門等との連携等を含め、執行部門の意思決定の過程および内容の確認を行うことで、監査委員会としての監査の実効性を確保しております。

2014年6月の指名委員会等設置会社移行後、当年度に14回開催し、監査計画の策定、監査基準等の制定について決議するとともに、取締役および執行役等の職務の執行状況等について確認を行いました。

当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組み、運営方針を定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」（2015年5月1日付改定版）につきましては、当社ホームページに掲載しております。

中期経営計画
『One MIZUHO New Frontier プラン～〈みずほ〉の挑戦～』最終年度

2015年度は、中期経営計画の最終年度として、競争優位の確立に全力を注ぐ1年と位置付け、計画達成に向け、「銀行・信託・証券」一体戦略をさらに進化させるとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組んでまいります。

その一環として、「オーナー企業等との取引分野」、「大企業との取引分野」、「非日系優良企業との取引分野」、「アセットマネジメント分野」を4つの重点事業分野として定め、これらの事業分野に重点戦略統括役員を配置し、グループとして特に注力していく体制としました。今後、当分野における競争優位性の確立に向けグループ一体となって取り組んでまいります。

また、2015年3月にも公表しておりますとおり、資産運用ビジネスの強化を目的としたグループ資産運用会社の統合により、最高水準のソリューション提供力と国内トップレベルの預かり資産残高を有する、質、量ともに業界トッププレーヤーを目指していく方針を決定いたしました。そして、アセットマネジメント分野を、銀行・信託・証券に次ぐ「第4の柱」とし、グループ内の連携を深めることで、多様化・高度化するお客さまのニーズにグループの総力を挙げてお応えしてまいります。

中長期的な取り組みとしましては、基本理念に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020」）の銀行カテゴリーにおいて、ゴールドパートナーに就任するとともに、今後6年間にわたり、日本成長・再興の国家プロジェクトである「東京2020」を成功に導くべく、高いグループ総合力、強固で広範な事業基盤、および培ってきた産業知見等の専門性を活かし、「東京2020」関連ビジネスへの金融面でのサポートをはじめ、お客さまの新たなビジネス創出等に貢献してまいります。

なお、みずほ銀行とみずほ信託銀行の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

事業戦略

各ユニットにおける事業戦略は次の通りです。

個人ユニット

個人ユニットは、「お客さまに選ばれ続ける金融グループ」の実現を目指し、引き続き、金融商品・サービス提供力の向上に努めてまいります。また、スマートフォン・SNSを活用した新たなサービスの提供や、店舗における利便性のレベルアップ、他社との提携によるサービスの提供など、次世代の金融を見据えた取り組みも進めてまいります。

リテールバンキングユニット

リテールバンキングユニットは、お客さまの「永きに亘るビジネスパートナー」となることを目指し、事業の成長・拡大、円滑な事業・資産承継等のニーズに対し、「法人・個人」一体、「銀行・信託・証券」一体での最適なソリューションの提供に努めてまいります。

大企業法人ユニット

大企業法人ユニットは、「銀行・信託・証券」一体でのグループ専門機能の集結というビジネスモデルにさらに磨きをかけ、お客さまの経営課題としての事業・財務戦略・資本政策にアドバイスを提供するとともに、最適なソリューションをグループ横断的に提供してまいります。

事業法人ユニット

事業法人ユニットは、中堅・中小企業のお客さまおよびその企業オーナーさまにおける成長段階に応じた幅広い経営課題に対し、資金調達や海外事業展開、事業承継等、最適な金融ソリューションを「銀行・信託・証券」一体となって提供し、多様なニーズにお応えしてまいります。

金融・公共法人ユニット

金融・公共法人ユニットは、金融法人のお客さまに対しては、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまに対しては、公共債の受託、引受を通じた資金調達支援、官民連携（PPP/PFI）等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまいります。さらに、日本経済の重要課題である地方創生に向けた取り組みを継続してまいります。

国際ユニット

国際ユニットは、日系企業の国際事業展開のサポートに加えて、非日系のグローバル企業と、貸出のみならず決済取引や証券関連取引等、多面的取引を拡充することにより、長期的な関係構築に努めてまいります。また、引き続き、拠点ネットワークの拡充に力を入れるとともに、海外の地場金融機関や政府系機関等との業務提携にも積極的に取り組み、サービス提供力のさらなる強化に努めてまいります。

投資銀行ユニット

投資銀行ユニットは、各事業分野において、グループ会社各社が保有する高度な専門性を有機的に組みあわせた一体運営をさらに加速させることで、お客さまのあらゆるニーズにお応えする最適なソリューションの提供を行ってまいります。

トランザクションユニット

トランザクションユニットは、本部マーケティングの高度化等、大企業分野での総合提案力強化と「法人・個人」一体マーケット分野でのアプローチを強化してまいります。また、海外トランザクションバンキング総合提案営業体制を本格始動させ、アジアに進出されたお客さまへのトランザクションコアバンクを目指してまいります。

アセットマネジメントユニット

アセットマネジメントユニットは、グループ資産運用会社の統合に向けた準備・検討に加え、個人のお客さまに対する優良な運用商品の提供のほか、年金のお客さまの多様化するニーズにお応えする商品提供力・商品選定力の引き上げや、確定給付年金と確定拠出年金を一体で捉えた総合提案への取り組みを強化してまいります。また、地域金融機関の有価証券運用ニーズのさらなる拡大に向けたソリューション提供力強化等にも取り組んでまいります。

市場ユニット

市場ユニットは、「銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かしたアジアトップクラスのグローバルマーケットプレーヤー」を目指し、引き続き、お客さまニーズに的確にお応えする商品供給・ソリューション提案力の向上、および安定的なポートフォリオ運営を行ってまいります。

以上の各ユニットの事業戦略を踏まえた、中核3社における事業戦略は次の通りです。

みずほ銀行

みずほ銀行は、国内最大級の顧客基盤を有するリーディングバンクとして、これまで培ってきた強みや特長をさらに高め、当グループ最大の強みであるグループ総合力を最大限に活かし、〈みずほ〉ならではの取り組みを通じてお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

個人のお客さまにつきましては、銀行・信託・証券の各商品・サービス等をシームレスに提供するとともに、スマートフォン・SNSを活用した新たなサービスの提供や、店舗における利便性のレベルアップ、他社との提携によるサービスの提供等、次世代の金融を見据えた取り組みも進めてまいります。企業オーナー等のお客さまにつきましても、「法人・個人」一体、「銀行・信託・証券」一体での総合的なソリューション提供に努めてまいります。

法人のお客さまにつきましては、高度なリスクテイク能力の発揮による資金供給機能の強化や産業知見・新商品開発能力等の独自性・優位性に立脚したソリューション提供能力の強化に取り組んでまいります。

海外のお客さまにつきましては、日系企業の国際事業展開のサポートに加えて、非日系のグローバル企業と、貸出のみならず決済取引等、多面的取引を拡充することにより、長期的な関係構築に努めてまいります。また、拠点ネットワークの拡充に力を入れるとともに、海外の地場金融機関や政府系機関等との業務提携にも積極的に取り組み、サービス提供力のさらなる強化に努めてまいります。

みずほ信託銀行

みずほ信託銀行は、グループ一体戦略を一層加速させるとともに、信託のプロフェッショナルとして、さらなる専門性の強化に努め、グループ全体のお客さまへのソリューション提供力の向上を図ってまいります。

個人のお客さまにつきましては、コンサルティング機能を最大限活用するとともに、新規出店や人員の拡充により、資産・事業等の承継ニーズへの対応力をさらに強化してまいります。

法人のお客さまにつきましては、信託ソリューションを活用した課題解決型営業の展開や、不動産ニーズへの対応力強化等により、多様なニーズにお応えしてまいります。また、アセットマネジメント分野の「第4の柱」化に向け、グループ資産運用会社とともに一層の運用力強化に取り組んでまいります。

みずほ証券

みずほ証券は、グループ一体戦略を一層加速させるとともに、グループ全体のお客さまへ、これまで以上に付加価値の高い金融商品・証券サービスを提供してまいります。

個人のお客さまにつきましては、業界トップの国内店舗ネットワークのほか、インターネット、コールセンター等を通じて、株式、債券、投資信託、ラップ等の多様な金融商品を提供するとともに、質の高い投資情報をタイムリーに提供してまいります。

法人のお客さまにつきましては、株式や債券等の引受、株式上場支援、各種財務・資本政策アドバイザリー、M&Aアドバイザリー、ストラクチャードファイナンス等、お客さまの事業戦略に的確にお応えするソリューションの提供に努めてまいります。

機関投資家のお客さまにつきましては、投資戦略に即した的確な商品および多様なリサーチレポートを提供するとともに、IRサービスの拡充、注文執行力の強化等に努め、お客さまの高度化するニーズにお応えしてまいります。

経営管理・経営基盤等

事業戦略と表裏一体をなす経営管理・経営基盤についても、規制強化等の外部環境変化を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスの高度化

当社は、2014年度、指名委員会等設置会社へと移行しておりますが、会社法の改正、「コーポレートガバナンス・コード」の制定、バーゼル銀行監督委員会により改訂に向けた市中協議がなされている「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」等、国内外のコーポレート・ガバナンス強化の要請も踏まえ、引き続き、グローバルに活動するシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）として相応しいコーポレート・ガバナンス体制の高度化に努めてまいります。また、取締役会で決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、引き続き適正な業務運営を実施してまいります。

リスクアペタイト・フレームワークの導入

今年度より、事業戦略・財務戦略とリスク管理の一体運営を通じて企業価値の向上を実現する観点から、リスクアペタイト・フレームワークを導入しました。具体的には、戦略を実現するために行うリスクテイクの方針を掲げ、リスクテイクを行うリスクの種類と水準を策定し、戦略の企画推進を担うユニットに展開して運営いたします。リスクテイクの方針は、「普遍的なリスクテイク領域」、「中長期的な目標」、「単年度の課題」と3つの階層に分けて策定いたしました。健全なリスクカルチャーを組織内に醸成し、全役職員へ浸透させる取り組みを通じ、リスクテイクの方針に合致した実効的な業務運営を進めてまいります。

データマネジメント部の設置/チーフ・データ・オフィサーの配置

国際的な金融規制の強化やIT技術の進歩を背景に、データを収集・分析し、経営に活かすデータマネジメントが重要な課題であると認識し、2014年7月にデータマネジメント部を立ち上げました。また、データマネジメント部の担当役員をチーフ・データ・オフィサー（CDO）とすることといたしました。CDOは、データマネジメントの推進責任者として、グループの銀行・信託・証券のデータを一元管理し、リスク管理の強化とビッグデータ活用によるマーケティングの高度化を推進してまいります。

コーポレートカルチャーの確立

ガバナンスを支える強固なコーポレートカルチャーの確立に向けて、引き続き取り組んでまいります。具体的には、各部拠点がそれぞれ目指すべき姿をまとめた「自部店ビジョン」実現に向けた取り組みや経営陣が職員と意見交換する「役員懇談会」、国内外の部店長を対象にカルチャーについて議論する「部店長オフサイト」等、今後とも各種取り組みを継続・強化していきます。

〈みずほ〉ブランドのさらなる浸透

当社グループは、『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』を実現するため、ブランドスローガン『One MIZUHO　未来へ。お客さまとともに』を掲げております。ブランドのさらなる浸透に向けては、2015年度業務計画の達成と、さらなるブランドコミュニケーションの実践に努めてまいります。具体的には、2015年4月から、社会貢献プロジェクト「〈みずほ〉ハートフルアクション」を開始し、〈みずほ〉の店舗の「子ども110番の家」への登録、外国人の方への通訳サービス導入店舗拡大、タブレット端末によるご記入サービス、地域でのボランティア活動等を進めております。さらに、「東京2020」の銀行カテゴリーにおけるゴールドパートナー就任を通じた日本の成長戦略への貢献等、今後とも、一層のブランド価値の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

当社グループは、反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢およびガバナンス態勢の強化に引き続き努めるとともに、「One MIZUHO」の旗印のもと、全役職員が一丸となって、グループ戦略を着実に遂行してまいります。また、CSRへの取り組みを通じて、社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献するとともに、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
連結経常収益	27,156	29,130	29,277	31,802
連結経常利益	6,485	7,503	9,875	10,108
連結当期純利益	4,845	5,605	6,884	6,119
連結包括利益	6,275	12,708	8,329	19,410
連結純資産額	68,692	77,362	83,045	98,005
連結総資産	1,653,605	1,774,110	1,758,228	1,896,847

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
営業収益	377	2,621	3,168	3,777
受取配当額	79	2,330	2,851	3,446
銀行業を営む子会社	57	2,313	2,820	3,160
その他の子会社等	21	17	31	286
当期純利益	百万円 10,217	百万円 241,337	百万円 285,861	百万円 349,001
1株当たり当期純利益	0円06銭	9円69銭	11円53銭	14円11銭
総資産	61,284	62,021	62,513	66,031
銀行業を営む子会社株式等	59,686	59,686	54,548	54,548
その他の子会社株式等	659	547	5,685	5,685

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1株当たり当期純利益 = \frac{損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額(優先配当額等)}{普通株式の期中平均発行済株式数 - 普通株式の期中平均自己株式数}$$

3 企業集団の使用人の状況

		使用人数(人)
2014年度末	株式会社みずほ銀行(連結)	34,528
	みずほ信託銀行株式会社(連結)	4,684
	みずほ証券株式会社(連結)	8,908
	その他	6,664
	合計	**54,784**
2013年度末	株式会社みずほ銀行(連結)	34,748
	みずほ信託銀行株式会社(連結)	4,638
	みずほ証券株式会社(連結)	8,910
	その他	6,615
	合計	**54,911**

(注) 1.使用人数は、みずほフィナンシャルグループおよび連結子会社の就業者数を記載しております。
2.使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
3.みずほフィナンシャルグループの使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

(ご参考)

みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券(以下4社という)における使用人の状況は、以下の通りであります。

	2014年度末	2013年度末
使用人数	37,713人	37,381人
平均年齢	38年4月	38年1月
平均勤続年数	14年6月	14年5月
平均給与月額	481千円	470千円

(注) 1.使用人数は、4社の就業者数を記載しております。
2.使用人数は、4社合算であり、平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、4社平均であります。
3.使用人数は、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
4.平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
5.平均給与月額は、3月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。
6.2014年度末より、当社の主要子会社であるみずほ証券を対象に加えることとしたため、「2013年度末」はみずほ証券を加えて再計算した結果を表示しております。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ:本社

ロ. 銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	2014年度末	2013年度末	
関東・甲信越	377	372	本店ほか
北海道・東北	16	16	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	85	85	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	16	16	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	13	13	福岡支店ほか
国内計	**507**	**502**	
米州	11	10	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	7	7	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	20	19	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	**38**	**36**	
合計	**545**	**538**	

(注) 1.営業所には出張所、振込専用支店、口座振替専用支店、ATM統括支店(「共同利用ATM」管理専門支店)、確定拠出年金支店(確定拠出年金専用店)、インターネット支店を含んでおります。
2.上記のほか、2014年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を143か店(2013年度末143か店)、店舗外現金自動設備を49,526か所(2013年度末46,586か所)、駐在員事務所を7か所(2013年度末7か所)設置しております。
3.このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に3か所(2013年度末3か所)、関西国際空港に2か所(2013年度末2か所)、羽田空港に4か所(2013年度末4か所)、店舗外外貨自動両替機を成田空港に4か所(2013年度末4か所)設置しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	2014年度末	2013年度末	
関東・甲信越	36	36	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	9	9	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	3	3	広島支店、岡山支店ほか
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	**53**	**53**	

(注) 1.営業所には出張所を含んでおります。
2.上記のほか、2014年度末現在において、信託代理店51先(2013年度末53先)を設置しております。

ハ. 証券業
みずほ証券

	営業所数		主要な営業所
	2014年度末	2013年度末	
関東・甲信越	43	43	本店、新宿支店ほか
北海道・東北	6	6	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	41	41	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	10	10	広島支店、高松支店ほか
九州	8	8	福岡支店、熊本支店ほか
合計	108	108	

(注) 1.上記のほか、2014年度末現在において、駐在員事務所を2か所(2013年度末2か所)設置しております。
2.上記のほか、2014年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」(プラネットブース)を164か所(2013年度末165か所)設置しております。
3.主要な営業所のうち、2015年4月27日付で「新宿支店」を「新宿営業第一部」に、2015年4月6日付で「大阪支店」を「大阪営業第一部」に、それぞれ改称いたしました。

ニ. その他の事業
みずほ情報総研：本社ほか

5 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社 みずほ銀行 (連結)	みずほ信託銀行 株式会社 (連結)	みずほ証券 株式会社 (連結)	その他
設備投資の総額	62,083	2,447	4,075	161,231

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.上記「その他」の内訳として重要なものについては、次の「ロ. 重要な設備の新設等」に記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
その他	株式会社みずほフィナンシャルグループ	みずほ銀行前本店ビル（土地・建物の信託受益権）の取得	159,003

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知
議決権行使のご案内
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書
株主の皆さまへ

6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年5月7日	百万円 1,404,065	% 100.00	百万円 288,757
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年5月9日	247,369	100.00	27,147
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年7月16日	125,167	95.80	25,096
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年1月22日	50,000	54.00	129
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言·代理業務	1964年5月26日	2,045	98.70	347
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言·代理業務	1985年7月1日	2,000	50.00	1,164
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク·コンサルティング業務	1967年12月2日	900	98.60	502
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理サービス業務	1970年5月11日	1,627	91.50	1,522
株式会社みずほフィナンシャルストラテジー	東京都千代田区	コンサルティング業務	2000年9月29日	10	100.00	–
株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング業務	2005年10月3日	500	100.00	–
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年3月15日	150,013	21.52 (21.52)	–
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年11月29日	13,281	100.00 (100.00)	–
新光投信株式会社	東京都中央区	投資運用業務 投資助言·代理業務	1961年6月14日	4,524	94.84 (94.84)	–
確定拠出年金サービス株式会社	東京都中央区	確定拠出年金関連業務	2000年9月11日	2,000	60.00 (60.00)	–
日本株主データサービス株式会社	東京都杉並区	事務代行業務	2008年4月1日	2,000	50.00 (50.00)	–
みずほ信不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年7月15日	1,500	76.87 (76.87)	–
日本ペンション·オペレーション·サービス株式会社	東京都中央区	年金制度管理及び事務執行	2004年12月21日	1,500	50.00 (50.00)	–
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	1977年4月1日	1,000	100.00 (100.00)	–
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	1983年7月27日	902	49.99 (49.99)	–
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード業務	2005年10月1日	500	50.99 (50.99)	–
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査·研究·開発業務	1998年4月1日	200	60.00 (60.00)	–

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年3月14日	506,138 (2,840百万スターリングポンド)	100.00 (100.00)	−
みずほ銀行(中国)有限公司 (瑞穂銀行(中国)有限公司)	中華人民共和国上海市	銀行業務	2007年6月1日	184,015 (9,500百万人民元)	100.00 (100.00)	−
ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	銀行業務	2008年6月2日	149,241 (26,650,203百万ドン)	15.00 (15.00)	−
みずほセキュリティーズアジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国香港特別行政区	証券業務	1999年4月30日	36,905 (2,379百万香港ドル)	100.00 (100.00)	−
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国ジャカルタ市	銀行業務	1989年7月8日	30,080 (3,269,574百万ルピア)	98.99 (98.99)	−
オランダみずほ銀行 (Mizuho Bank Nederland N.V.)	オランダ王国アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年3月1日	18,491 (141百万ユーロ)	100.00 (100.00)	−
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA Inc.)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	証券業務	1976年8月16日	20,036 (166百万米ドル)	100.00 (100.00)	−
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国ミュンズバッハ市	信託業務 銀行業務	1989年3月21日	12,628 (105百万米ドル)	100.00 (100.00)	−
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	銀行業務	1974年11月29日	11,843 (98百万米ドル)	100.00 (100.00)	−
スイスみずほ銀行 (Mizuho Bank (Switzerland) Ltd)	スイス連邦チューリッヒ市	銀行業務 信託業務	1976年10月20日	6,618 (53百万スイスフラン)	100.00 (100.00)	−
米国みずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking Co. (USA))	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	信託業務 銀行業務	1987年10月19日	3,950 (32百万米ドル)	100.00 (100.00)	−
みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション (Mizuho Capital Markets Corporation)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	デリバティブ業務	1989年1月27日	0 (3千米ドル)	100.00 (100.00)	−

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3.当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4.当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

7 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	700,135百万円	− 千株	− %
合計	700,135百万円	− 千株	− %

2. 会社役員に関する事項

1 会社役員の状況

取締役

（年度末現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤 康博	取締役	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役	
辻田 泰徳	取締役	株式会社みずほ銀行取締役副頭取	
綾 隆介	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
真保 順一	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長	
藤原 弘治	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
高橋 秀行	取締役 監査委員	株式会社みずほ銀行取締役	(注）1
船木 信克	取締役 監査委員		
野見山 昭彦	取締役（社外役員） 報酬委員 監査委員	JXホールディングス株式会社名誉顧問	
大橋 光夫	取締役（社外役員） 指名委員	昭和電工株式会社最高顧問 富国生命保険相互会社社外監査役	
川村 隆	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員	株式会社日立製作所相談役 日立化成株式会社社外取締役取締役会長 日立建機株式会社取締役会長社外取締役	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員 監査委員	卓照綜合法律事務所所属弁護士 生命保険契約者保護機構理事長 日本航空株式会社社外取締役 株式会社オリエンタルランド社外監査役	
安樂 兼光	取締役（社外役員） 報酬委員 監査委員	ソニー株式会社社外取締役	(注）1
大田 弘子	取締役（社外役員） 指名委員	政策研究大学院大学教授 JXホールディングス株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役	

(注) 1. 高橋 秀行氏は当社グループＣＦＯとしての経験等を通じ、安樂 兼光氏は日産自動車株式会社最高財務責任者としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の高橋 秀行氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 船木 信克氏は、2014年６月23日付でみずほ証券株式会社社外監査役を辞任しております。
4. 大橋 光夫氏は、2015年３月26日付で中外製薬株式会社社外取締役を退任しております。
5. 川村 隆氏は、2014年６月20日付で株式会社日立製作所取締役を退任しております。

6. 取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、安樂 兼光および大田 弘子の６氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
7. 社外取締役である野見山 昭彦、川村 隆、甲斐中 辰夫、安樂 兼光および大田 弘子の５氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

執行役

（年度末現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職
佐　藤　康　博＊	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役
辻　田　泰　徳＊	執行役副社長（代表執行役） 内部管理統括（リスク・人事・コンプライアンス）兼コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	株式会社みずほ銀行取締役副頭取
岡　部　俊　胤	執行役副社長 国内営業戦略・経営管理統括	
安　部　大　作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長（グループCIO兼グループCOO）	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
神　吉　　正	執行役専務 内部監査部門長（グループCA）	
菅　野　　暁	執行役専務 国際・投資銀行・運用戦略・経営管理統括	
加　藤　純　一	執行役常務 市場ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
星　　正　幸	執行役常務 金融・公共法人ユニット長兼トランザクションユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
神　宮　知　茂	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行常務執行役員
綾　　隆　介＊	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
真　保　順　一＊	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長
藤　原　弘　治＊	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行常務取締役

（注）1. ＊印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。

（ご参考）

2015年4月1日付の会社役員の状況は次の通りであります。

取締役

氏　名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐　藤　康　博	取　締　役	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役 一般社団法人全国銀行協会会長	
綾　隆　介	取　締　役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
真　保　順　一	取　締　役	株式会社みずほ銀行常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長	
藤　原　弘　治	取　締　役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
高　橋　秀　行	取　締　役 監　査　委　員	株式会社みずほ銀行取締役	（注）1
船　木　信　克	取　締　役 監　査　委　員		
辻　田　泰　徳	取　締　役		
野見山　昭　彦	取締役（社外役員） 報　酬　委　員 監　査　委　員	JXホールディングス株式会社名誉顧問	
大　橋　光　夫	取締役（社外役員） 指　名　委　員	昭和電工株式会社最高顧問 富国生命保険相互会社社外監査役	
川　村　隆	取締役（社外役員） 指　名　委　員 報　酬　委　員	株式会社日立製作所相談役 日立化成株式会社社外取締役取締役会長 日立建機株式会社取締役会長社外取締役	
甲斐中　辰　夫	取締役（社外役員） 指　名　委　員 報　酬　委　員 監　査　委　員	卓照綜合法律事務所所属弁護士 生命保険契約者保護機構理事長 日本航空株式会社社外取締役 株式会社オリエンタルランド社外監査役	
安　樂　兼　光	取締役（社外役員） 報　酬　委　員 監　査　委　員	ソニー株式会社社外取締役	（注）1
大　田　弘　子	取締役（社外役員） 指　名　委　員	政策研究大学院大学教授 JXホールディングス株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役	

（注）1. 高橋 秀行氏は当社グループＣＦＯとしての経験等を通じ、安樂 兼光氏は日産自動車株式会社最高財務責任者としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の高橋 秀行氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。

3. 取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、安樂 兼光および大田 弘子の６氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

4. 社外取締役である野見山 昭彦、川村 隆、甲斐中 辰夫、安樂 兼光および大田 弘子の５氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

執行役

氏　名	地位および担当	重要な兼職
佐　藤　康　博	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役 一般社団法人全国銀行協会会長

《執行役選任理由》
1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
岡　部　俊　胤	執行役副社長（代表執行役） 国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括	

《執行役選任理由》
1980年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
安　部　大　作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長（グループCIO兼グループCOO）	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員

《執行役選任理由》
1980年より、当社グループの一員として、経営企画、IT・システム企画、事務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
IT・システムグループ長兼事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
神　吉　　　正	執行役専務 内部監査部門長（グループCA）	

《執行役選任理由》
1981年より、当社グループの一員として、経営企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
内部監査部門長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
菅　野　　　暁	執行役専務 国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理統括、重点戦略統括	

《執行役選任理由》
1982年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理統括、重点戦略統括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
津　原　周　作	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長 (グループCCO)	株式会社みずほ銀行専務取締役

《執行役選任理由》
1983年より、当社グループの一員として、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
齊　藤　哲　彦	執行役専務 個人ユニット長	みずほ証券株式会社常務執行役員

《執行役選任理由》
1983年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
個人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
加　藤　純　一	執行役常務 市場ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
市場ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
本　橋　克　宣	執行役常務 アセットマネジメントユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1980年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
アセットマネジメントユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
大　串　桂一郎	執行役常務 リテールバンキングユニット長兼 事業法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1983年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
坂　井　辰　史	執行役常務 国際ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
国際ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
山　田　大　介	執行役常務 大企業法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1984年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
大企業法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
綾　　　隆　介	執行役常務 リスク管理グループ長(グループCRO)	株式会社みずほ銀行常務取締役

《執行役選任理由》
1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
真　保　順　一	執行役常務 財務・主計グループ長(グループCFO)	株式会社みずほ銀行常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長

《執行役選任理由》
1984年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
藤　原　弘　治	執行役常務 企画グループ長(グループCSO)	株式会社みずほ銀行常務取締役

《執行役選任理由》
1985年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
小　林　一　也	執行役常務 投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1985年より、当社グループの一員として、投資銀行業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
辻　次　賢　二	執行役常務 金融･公共法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1985年より、当社グループの一員として、金融･公共法人業務企画、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
金融･公共法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
石　井　　哲	執行役常務 人事グループ長(グループCHRO)	株式会社みずほ銀行常務執行役員

《執行役選任理由》
1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

2 会社役員に対する報酬等

取締役、監査役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

区　分	支給人数	報酬等
取　締　役	13名	219百万円
監　査　役	5名	15百万円
執　行　役	12名	361百万円
計	30名	596百万円

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は2014年6月24日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しており、同日付で監査役５名は退任しております。
3. 役員賞与はございません。
4. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、当社ならびに株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社(以下、「中核子会社」という)の取締役、執行役および執行役員(以下、「取締役等」という)が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ　報酬の決定方針」を定めております。

当該方針に基づく当社および中核子会社の役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき当社グループの持続的な成長と企業価値および株主利益の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブならびに当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

□基本方針

当社および中核子会社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針を以下の通りとする。

(1)各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。

(2)中長期に亘る企業価値向上や株主利益の向上に資する報酬体系とする。

(3)当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。

(4)マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。

(5)経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。

(6)内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

□報酬体系

1. 業務執行を担う当社執行役(取締役兼執行役を含む)および執行役員ならびに中核子会社の業務執行を担う取締役および執行役員(以下、「業務執行を担う役員」という)と、経営の監督を担う非執行の当社取締役および中核子会社の取締役(以下「経営の監督を担う非執行の役員」という)の報酬は別体系とする。
2. 業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、基本給、ストックオプション報酬および業績給とする。
   (1)基本給については、原則として、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責および成果を反映した加算を行う体系とする。
   (2)ストックオプション報酬は、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として支給するものであり、ストックオプション報酬の支給水準は、役位に基づく基準額に、各役員の成果を反映した体系とする。
   (3)短期インセンティブ報酬としての業績給は、原則として外部登用のプロフェッショナル人材等を対象に支給する。支給に際しては、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を踏まえ、一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収(クローバック)が可能な仕組みを、各対象役員の職責や業務特性ならびにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計する。
3. 経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とし、その報酬の体系は基本給およびストックオプション報酬とする。
   (1)基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とする。
   (2)ストックオプション報酬は、社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給する。但し、各役員の成果に応じた支給水準の変動は行わない。

□報酬決定プロセス

1. 報酬委員会は、当社および中核子会社の役員報酬の決定方針、役員報酬制度の決定のほか、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。

2. 執行役社長は、本方針ならびに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核子会社の執行役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4. 報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核子会社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

3 取締役会および各委員会への出席状況

氏　名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
佐　藤　康　博	16／16回（100%）	—	—	—
辻　田　泰　徳	15／16回（ 94%）	—	—	—
綾　　　隆　介	12／12回（100%）	—	—	—
真　保　順　一	12／12回（100%）	—	—	—
藤　原　弘　治	12／12回（100%）	—	—	—
高　橋　秀　行	16／16回（100%）	—	—	14／14回（100%）
船　木　信　克	12／12回（100%）	—	—	14／14回（100%）
野見山　昭　彦	15／16回（ 94%）	—	6／6回（100%）	13／14回（ 93%）
大　橋　光　夫	15／16回（ 94%）	7／7回（100%）	—	—
川　村　　　隆	12／12回（100%）	7／7回（100%）	6／6回（100%）	—
甲斐中　辰　夫	12／12回（100%）	7／7回（100%）	6／6回（100%）	14／14回（100%）
安　樂　兼　光	16／16回（100%）	—	6／6回（100%）	14／14回（100%）
大　田　弘　子	12／12回（100%）	7／7回（100%）	—	—

（注）1. 綾 隆介、真保 順一、藤原 弘治、船木 信克、川村 隆、甲斐中 辰夫および大田弘子の７氏については、2014年6月の当社取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会への出席状況について記載しております。
2. 指名委員会、報酬委員会および監査委員会については、2014年6月の指名委員会等設置会社移行後、当事業年度に開催された各委員会への出席状況について記載しております。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2.会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載の通りであります。

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2.会社役員に関する事項 3 取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏　名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
野見山　昭　彦	7年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、営業現場の目線を重視した戦略および〈みずほ〉を強くする人事戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。
大　橋　光　夫	9年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営戦略の浸透および収益力強化につながるグループガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
川　村　　　隆	9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、グローバル人材の育成、「稼ぐ力」の徹底的な強化およびリスクガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。
甲斐中　辰　夫	9か月	最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、堅確なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の「報酬の決定方針」等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
安　樂　兼　光	7年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、顧客重視の営業戦略および長期的な視野での経営戦略の重要性等について、積極的な提言を行いました。
大　田　弘　子	9か月	政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、事業戦略の選択と集中および変革を支える経営人材の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

3 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
野見山　昭彦	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
大橋　光夫	
川村　隆	
甲斐中　辰夫	
安樂　兼光	
大田　弘子	

4 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	95百万円	4百万円

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 役員賞与はございません。
3. 上記は、2014年６月に退任した社外監査役３名を含んでおります。なお、当社の親会社等からの報酬等には、同社外監査役のうち２名が、当社の子会社である株式会社みずほ銀行から受けた報酬等を記載しております。

4. 当社の株式に関する事項

1 株式数

（2014年度末現在）

発行可能株式総数	52,214,752,000株

2 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

（2014年度末現在）

区 分	発行可能種類株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	48,000,000,000株	24,621,897,967株	895,176名
第十一種の優先株式	914,752,000株	914,752,000株	1,045名
第一回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—

(注) 1.第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
2.第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
3.第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
4.2014年4月1日から2015年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式99,530,400株の取得請求により、普通株式351,822,780株が増加いたしました。
5.2014年４月１日から2015年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式6,190,000株が増加いたしました。
6.上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主29,061名を含んでおりません。

3 大株主

イ. 普通株式

(2014年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	866,823,400	3.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	783,003,000	3.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	420,887,691	1.71
野村證券株式会社	353,151,143	1.43
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	310,622,516	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	304,023,553	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	286,686,100	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	284,612,800	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	283,836,500	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	282,791,500	1.14

(注) 1.持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2.持株比率につきましては、自己株式（8,695,754株）を除外して算定しております。

ロ. 第十一回第十一種優先株式

(2014年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
丸紅株式会社	14,500,000	6.80
清水建設株式会社	10,000,000	4.69
ANAホールディングス株式会社	6,000,000	2.81
九州電力株式会社	5,000,000	2.34
株式会社資生堂	5,000,000	2.34
中部電力株式会社	5,000,000	2.34
富士電機株式会社	5,000,000	2.34
新日鐵住金株式会社	4,200,000	1.97
東京センチュリーリース株式会社	4,000,000	1.87
株式会社日立アーバンインベストメント	4,000,000	1.87

(注) 1.持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2.持株比率につきましては、自己株式（701,631,100株）を除外して算定しております。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

5.当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
第1回新株予約権	2009年2月16日	5,409個	普通株式 5,409,000株	190,910円	1円	2009年2月17日から2029年2月16日まで
第2回新株予約権	2009年9月25日	5,835個	普通株式 5,835,000株	168,690円	1円	2009年9月28日から2029年9月25日まで
第3回新株予約権	2010年8月26日	6,808個	普通株式 6,808,000株	119,520円	1円	2010年8月27日から2030年8月26日まで
第4回新株予約権	2011年12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から2031年12月8日まで
第5回新株予約権	2012年8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から2032年8月31日まで
第6回新株予約権	2014年2月17日	7,932個	普通株式 7,932,000株	192,610円	1円	2014年2月18日から2034年2月17日まで
第7回新株予約権	2014年12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から2034年12月1日まで

1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の保有人数と個数	
第1回新株予約権	84個	普通株式 84,000株	1名	84個
第2回新株予約権	284個	普通株式 284,000株	3名	284個
第3回新株予約権	360個	普通株式 360,000株	3名	360個
第4回新株予約権	353個	普通株式 353,000株	3名	353個
第5回新株予約権	797個	普通株式 797,000株	6名	797個
第6回新株予約権	553個	普通株式 553,000株	8名	553個
第7回新株予約権	1,403個	普通株式 1,403,000株	14名	1,403個

2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	使用人(執行役員)への交付人数と個数	子会社の会社役員および使用人(執行役員)への交付人数と個数
第7回新株予約権	8,199個	普通株式 8,199,000株	37名 277個	133名 7,922個

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士　江見　睦生 公認会計士　永野　隆一 公認会計士　西田　裕志 公認会計士　林　　慎一	47百万円	当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるグローバルな規制への対応に係る助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
3.当社および連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,290百万円であります。
なお、当社および連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。

2 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

＜解任＞

1．監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるなど、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

2．監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

＜不再任＞

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制などに関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。連結配当性向30％程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

ハ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル（Mizuho International plc）ほか10社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2014年６月13日開催の取締役会において決議し、2015年４月24日開催の取締役会で一部見直しの決議をしております。

<主な見直し事項>

・会社法および同法施行規則の改正（2015年5月1日施行）を踏まえ、「グループ内部統制（当社による子会社の管理体制）」「監査委員会監査を支える体制」について決議項目を追加

2015年４月24日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下の通りであります。

1 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会室の設置	監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

2 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査委員会の事前同意	監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。
体制の十分性、独立性の確保	監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

3 監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制

当社役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
執行役社長による活動状況の説明	監査委員会の監査機能の拡充に資するため、業務監査委員会の委員長である執行役社長は、監査委員の求めに応じ、その活動状況について必要な説明を行う。

内部監査部門との連携	監査委員会は、内部監査部門からその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行う等、内部監査部門と日常的かつ機動的な連携を行うとともに、監査委員会はコンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

子会社等の役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
子会社等の管理状況の報告等	監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

4 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

不利益取り扱いの禁止	社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取り扱いを行わないこと等を方針として対応する。
	監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

5 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

費用負担	監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

6 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員の選定	金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として１名または２名を常勤の監査委員として選定する。
内部監査部門等との連携	監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行する。
会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
会計監査人・子会社等の監査役との連携	監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

7 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存期限等	経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
情報管理	執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。
	情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。
経営政策委員会	情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

8 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理	「総合リスク管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。
	執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

経営政策委員会	市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
事業継続管理	「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。
	事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

9 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

権限委任	業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
ユニット運営	ビジネス推進単位にあわせユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略の企画推進機能を当社が経営管理業務の一環として担う。
分掌業務・決裁権限等	取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

10 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していくうえで、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
コンプライアンス	コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的に実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。
	執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

反社会的勢力との関係遮断	反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
経営政策委員会	コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会、反社取引排除委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

11 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。
グループ経営管理	持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。
	主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。
役職員等による取締役会等への報告	取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核３社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核３社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ. 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

主要グループ会社からの承認申請・報告	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。
	当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続きをとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る基本方針	当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針等の策定・提示	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る基本方針	当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

（その他留意事項）

「事業譲渡等の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「会計参与に関する事項」「その他」につきましては、該当事項はございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 第13期末（2015年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資 産 の 部）	
現金預け金	29,096,166
コールローン及び買入手形	444,115
買現先勘定	8,582,239
債券貸借取引支払保証金	4,059,340
買入金銭債権	3,239,831
特定取引資産	10,781,735
金銭の信託	157,728
有価証券	43,278,733
貸出金	73,415,170
外国為替	1,623,736
金融派生商品	3,544,243
その他資産	4,066,424
有形固定資産	1,078,051
建物	340,101
土地	612,901
リース資産	18,566
建設仮勘定	13,786
その他の有形固定資産	92,695
無形固定資産	657,556
ソフトウェア	309,207
のれん	58,617
リース資産	8,245
その他の無形固定資産	281,486
退職給付に係る資産	743,382
繰延税金資産	36,938
支払承諾見返	5,404,843
貸倒引当金	△525,486
投資損失引当金	△2
資産の部合計	**189,684,749**

科　目	金　額
（負 債 の 部）	
預金	97,757,545
譲渡性預金	15,694,906
コールマネー及び売渡手形	5,091,198
売現先勘定	19,612,120
債券貸借取引受入担保金	2,245,639
コマーシャル・ペーパー	538,511
特定取引負債	8,743,196
借用金	7,195,869
外国為替	473,060
短期社債	816,705
社債	6,013,731
信託勘定借	1,780,768
金融派生商品	3,474,332
その他負債	4,261,955
賞与引当金	59,869
退職給付に係る負債	47,518
役員退職慰労引当金	1,527
貸出金売却損失引当金	13
偶発損失引当金	7,845
睡眠預金払戻損失引当金	15,851
債券払戻損失引当金	48,878
特別法上の引当金	1,607
繰延税金負債	524,321
再評価に係る繰延税金負債	72,392
支払承諾	5,404,843
負債の部合計	**179,884,211**
（純 資 産 の 部）	
資本金	2,255,404
資本剰余金	1,110,006
利益剰余金	2,769,371
自己株式	△3,616
株主資本合計	6,131,166
その他有価証券評価差額金	1,737,348
繰延ヘッジ損益	26,635
土地再評価差額金	146,419
為替換算調整勘定	△40,454
退職給付に係る調整累計額	160,005
その他の包括利益累計額合計	2,029,955
新株予約権	3,820
少数株主持分	1,635,595
純資産の部合計	**9,800,538**
負債及び純資産の部合計	**189,684,749**

連結損益計算書 第13期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**3,180,225**
資金運用収益	1,468,976	
貸出金利息	931,883	
有価証券利息配当金	351,801	
コールローン利息及び買入手形利息	7,611	
買現先利息	27,995	
債券貸借取引受入利息	7,096	
預け金利息	50,093	
その他の受入利息	92,495	
信託報酬	52,641	
役務取引等収益	729,341	
特定取引収益	262,963	
その他業務収益	365,264	
その他経常収益	301,037	
貸倒引当金戻入益	73,301	
償却債権取立益	16,862	
その他の経常収益	210,873	
経常費用		**2,169,357**
資金調達費用	339,543	
預金利息	123,559	
譲渡性預金利息	30,095	
コールマネー利息及び売渡手形利息	7,609	
売現先利息	30,537	
債券貸借取引支払利息	7,549	
コマーシャル・ペーパー利息	1,682	
借用金利息	19,287	
短期社債利息	1,453	
社債利息	81,441	
その他の支払利息	36,326	
役務取引等費用	135,981	
その他業務費用	155,924	
営業経費	1,351,611	
その他経常費用	186,296	
経常利益		**1,010,867**
特別利益		**615**
固定資産処分益	615	
特別損失		**20,850**
固定資産処分損	9,156	
減損損失	11,358	
その他の特別損失	334	
税金等調整前当期純利益		**990,632**
法人税、住民税及び事業税	260,268	
法人税等調整額	44,723	
法人税等合計		**304,992**
少数株主損益調整前当期純利益		685,640
少数株主利益		73,705
当期純利益		**611,935**

連結株主資本等変動計算書 第13期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,254,972	1,109,508	2,315,608	△3,874	5,676,215
会計方針の変更による累積的影響額			16,107		16,107
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,254,972	1,109,508	2,331,715	△3,874	5,692,322
当期変動額					
新株の発行	431	431			863
剰余金の配当			△176,136		△176,136
当期純利益			611,935		611,935
自己株式の取得				△273	△273
自己株式の処分		66		531	598
土地再評価差額金の取崩			1,856		1,856
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	431	498	437,655	258	438,843
当期末残高	2,255,404	1,110,006	2,769,371	△3,616	6,131,166

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	733,522	△6,677	140,745	△63,513	△22,979	781,096	3,179	1,844,057	8,304,549
会計方針の変更による累積的影響額								573	16,681
会計方針の変更を反映した当期首残高	733,522	△6,677	140,745	△63,513	△22,979	781,096	3,179	1,844,631	8,321,230
当期変動額									
新株の発行									863
剰余金の配当									△176,136
当期純利益									611,935
自己株式の取得									△273
自己株式の処分									598
土地再評価差額金の取崩									1,856
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,003,826	33,313	5,674	23,059	182,985	1,248,859	640	△209,035	1,040,464
当期変動額合計	1,003,826	33,313	5,674	23,059	182,985	1,248,859	640	△209,035	1,479,307
当期末残高	1,737,348	26,635	146,419	△40,454	160,005	2,029,955	3,820	1,635,595	9,800,538

計算書類

貸借対照表 第13期末(2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資 産 の 部)	
流動資産	**90,636**
現金及び預金	12,729
前払費用	2,476
その他の流動資産	75,430
固定資産	**6,512,468**
有形固定資産	**166,381**
建物	5,729
器具及び備品	1,273
土地	159,342
建設仮勘定	35
無形固定資産	**4,269**
商標権	1
ソフトウェア	3,096
その他の無形固定資産	1,170
投資その他の資産	**6,341,817**
投資有価証券	134,970
関係会社株式	6,023,428
関係会社長期貸付金	150,000
長期前払費用	145
前払年金費用	9,144
その他	24,128
資産の部合計	**6,603,104**

科　目	金　額
(負 債 の 部)	
流動負債	**1,208,717**
短期借入金	700,135
短期社債	500,000
未払金	2,493
未払費用	3,636
未払法人税等	53
預り金	2,017
賞与引当金	291
前受収益	89
固定負債	**298,181**
社債	248,800
繰延税金負債	26,070
退職給付引当金	2,842
その他の固定負債	20,468
負債の部合計	**1,506,898**
(純 資 産 の 部)	
株主資本	**5,041,680**
資本金	**2,255,404**
資本剰余金	**1,195,363**
資本準備金	1,195,296
その他資本剰余金	66
利益剰余金	**1,593,924**
利益準備金	4,350
その他利益剰余金	1,589,574
繰越利益剰余金	1,589,574
自己株式	**△3,011**
評価・換算差額等	**50,704**
その他有価証券評価差額金	50,704
新株予約権	**3,820**
純資産の部合計	**5,096,205**
負債及び純資産の部合計	**6,603,104**

損益計算書 第13期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
営業収益	**377,777**
関係会社受取配当金	344,668
関係会社受入手数料	33,109
営業費用	**26,854**
販売費及び一般管理費	26,854
営業利益	**350,922**
営業外収益	**10,078**
受取利息及び配当金	2,777
貸付金利息	799
受入手数料	5,669
その他の営業外収益	832
営業外費用	**11,562**
支払利息	1,722
短期社債利息	796
社債利息	6,418
その他の営業外費用	2,625
経常利益	**349,438**
特別利益	**71**
関係会社株式処分益	67
その他の特別利益	4
特別損失	**67**
本社移転費用	66
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	**349,442**
法人税、住民税及び事業税	325
法人税等調整額	116
法人税等合計	**441**
当期純利益	**349,001**

株主資本等変動計算書 第13期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,254,972	1,194,864	-	1,194,864	4,350	1,415,516	1,419,866	△3,233	4,866,470
会計方針の変更による累積的影響額						1,193	1,193		1,193
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,254,972	1,194,864	-	1,194,864	4,350	1,416,709	1,421,059	△3,233	4,867,663
当期変動額									
新株の発行	431	431		431					863
剰余金の配当						△176,136	△176,136		△176,136
当期純利益						349,001	349,001		349,001
自己株式の取得								△12	△12
自己株式の処分			66	66				234	300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	431	431	66	498	-	172,864	172,864	222	174,016
当期末残高	2,255,404	1,195,296	66	1,195,363	4,350	1,589,574	1,593,924	△3,011	5,041,680

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	30,766	3,179	4,900,417
会計方針の変更による累積的影響額			1,193
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,766	3,179	4,901,610
当期変動額			
新株の発行			863
剰余金の配当			△176,136
当期純利益			349,001
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,938	640	20,578
当期変動額合計	19,938	640	194,595
当期末残高	50,704	3,820	5,096,205

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永野　隆一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田　裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　慎一	㊞

　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永野　隆一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田　裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　慎一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社みずほフィナンシャルグループ　監　査　委　員　会

監　査　委　員　高　橋　秀　行　㊞

監　査　委　員　船　木　信　克　㊞

監　査　委　員　野見山　昭　彦　㊞

監　査　委　員　甲斐中　辰　夫　㊞

監　査　委　員　安　樂　兼　光　㊞

（注）監査委員野見山 昭彦、甲斐中 辰夫および安樂 兼光は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

決算ハイライト

収益の状況

（億円）

連結	2014年度 実績	前年度比
連結粗利益	22,477	＋ 2,124 ↗
連結業務純益※	**8,769**	**＋ 1,326 ↗**
与信関係費用	△ 46	△ 1,175 ↘
株式等関係損益	1,319	＋ 548 ↗
経常利益	10,108	＋ 232 ↗
当期純利益	**6,119**	**△ 764 ↘**
普通株式1株当たり配当	**7円50銭**	**＋ 1円 ↗**

※連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等連結調整

（億円）

銀行・信託	2014年度 実績	前年度比
業務粗利益	16,297	＋ 1,228 ↗
顧客部門	13,661	＋ 613 ↗
市場部門等	2,636	＋ 615 ↗
経費（除く臨時処理分）	△ 9,083	△ 440 ↘
実質業務純益	**7,213**	**＋ 787 ↗**
与信関係費用	△ 78	△ 1,245 ↘
株式等関係損益	961	＋ 385 ↗
経常利益	7,544	△ 472 ↘
当期純利益	**4,804**	**△ 1,020 ↘**

（億円）

証券	2014年度 実績	前年度比
純営業収益	3,955	＋ 723 ↗
販管費	△ 3,111	△ 285 ↘
経常利益	864	＋ 433 ↗
当期純利益	**586**	**＋ 74 ↗**

（億円）

当期純利益その他連単差	2014年度 実績	前年度比
みずほ銀行主要海外子会社	325	＋ 92 ↗
みずほ信用保証	216	＋ 50 ↗
その他子会社及び連結調整	188	＋ 40 ↗

▶ 連結当期純利益は6,119億円となり、年度計画5,500億円に対し111％の達成率

▶ 連結業務純益は、前年度比1,326億円の増加

▶ 「銀行・信託」の業務粗利益、「証券」の純営業収益は、前年度比大幅に増加

▶ 普通株式1株当たり配当は、前年度比1円増配の7円50銭（配当性向30.1％）

用語解説

●与信関係費用
貸出金等の与信から発生する費用全体を指します。銀行は与信を回収できなくなることに備えて貸倒引当金を計上しておりますが、与信先の状況等に応じた引当金の増減が費用（貸倒引当金繰入額）や収益（同戻入額）となり、与信関係費用を構成します。他にも、与信が回収不能となった場合の確定した損失を計上する貸出金償却額や、不良債権を売却した場合の債権売却損等も与信関係費用に含まれます。

●実質業務純益
銀行等の金融機関における本業での収益を示す指標として用いられています。業務粗利益から経費を差し引いて算出されます。

国内貸出金 銀行・信託

国内貸出金残高（平残）※1

14/下の国内貸出は、政府等向け貸出控除後で13/下比＋1.2兆円、14/上比＋1.1兆円

※1 ㈱みずほフィナンシャルグループ向け・政府等向け貸出金を除く、銀行勘定

ご参考：国内貸出金残高（末残） (兆円)

11/9末	12/3末	12/9末	13/3末	13/9末	14/3末	14/9末	15/3末
48.1	48.5	48.4	49.3	49.3	49.9	50.4	**51.2**

14/3末比+1.3兆円

国内預貸金利回差 ※2

※2 金融機関（㈱みずほフィナンシャルグループを含む）・政府等向け貸出金を除く、国内業務部門

用 語 解 説

●国内貸出金残高（平残）
国内における貸出金の平均残高を示しています。

●国内預貸金利回差
国内における、貸出金利回と預金等利回の差（貸出金利回－預金等利回）を示しています。

海外貸出金 銀 行

海外貸出金残高（平残）※3

【管理会計】

14/下の海外貸出は、13/下比＋162億ドル、14/上比＋101億ドルの増加

ご参考：海外貸出金残高（末残） (億ドル)

11/9末	12/3末	12/9末	13/3末	13/9末	14/3末	14/9末	15/3末
1,200	1,266	1,389	1,448	1,521	1,595	1,629	**1,820**

14/3末比+225億ドル

※3 みずほ銀行の管理会計計数（中国・米国・オランダ・インドネシア現地法人を含む）

決算ハイライト

非金利収支（顧客部門）銀行・信託

【管理会計、概数】

※1　みずほ信託銀行の財管部門

金融再生法開示債権および不良債権比率※2

与信関係費用※2

※2　銀行勘定+信託勘定

金融再生法開示債権残高は14/3末比増加

不良債権比率は1.20%と引き続き低水準

与信関係費用は78億円を計上

用　語　解　説

●金融再生法開示債権
金融再生法に基づき、銀行の保有する債権（貸出金等）を回収可能性に応じて①正常債権、②要管理債権、③危険債権、④破産更生債権及びこれらに準ずる債権に分類し、正常債権以外の残高を金融再生法開示債権の残高（所謂、不良債権残高）として開示しています。

●不良債権比率
不良債権（前記、金融再生法開示債権）を総与信で割った比率を不良債権比率として開示しています。貸出資産等の健全性を示す指標として用いられています。

自己資本の状況

(億円)

	2014年3月末	2015年3月末
(1) **普通株式等Tier1資本**	**53,044**	**61,531**
資本金・資本剰余金・利益剰余金	53,627	59,171
(2) **その他Tier1資本**	**15,403**	**13,472**
適格旧Tier1資本調達手段	16,665	14,581
(3) **Tier2資本**	**18,112**	**20,081**
Tier2資本調達手段	1,543	3,304
適格旧Tier2資本調達手段	13,496	11,088
(4) **総自己資本** (1)+(2)+(3)	**86,559**	**95,084**
(5) **リスク・アセット**	**602,740**	**651,919**
信用リスク・アセットの額	540,687	586,027
マーケット・リスク相当額に係る額	29,190	34,738
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	32,863	31,153
(6) **総自己資本比率**	**14.36%**	**14.58%**
Tier1比率	**11.35%**	**11.50%**
普通株式等Tier1比率	**8.80%**	**9.43%**
同（第11回第11種優先株式含む※1）	**9.32%**	**9.77%**
同（完全施行ベース※2・第11回第11種優先株式含む）	**9.08%**	**10.46%**
(7) **レバレッジ比率**		**3.83%**

〈普通株式等Tier1比率〉

- 着実に普通株式等Tier1資本を積上げ

- 2015年3月末の普通株式等Tier1比率は9.43%
- 第11回第11種優先株式を普通株式等Tier1に含むベース※1では9.77%
- 完全施行ベース※2での普通株式等Tier1比率（第11回第11種優先株式含む）は10.46%

※1 第11回第11種優先株式（2014年3月末残高3,126億円、2015年3月末残高2,131億円、2016年7月1日一斉取得）を含む当社試算
※2 2019年3月末の完全施行時基準、調整項目を全額控除した当社試算

〈レバレッジ比率〉

- 2015年3月末のレバレッジ比率は3.83%

自己資本比率

用語解説

●普通株式等Tier1比率
普通株式等Tier1は、損失吸収力の高い資本であり、普通株式等で構成されます。リスクアセットに対する普通株式等Tier1の比率が普通株式等Tier1比率で、銀行の安定性を示す指標として用いられています。

アンケート結果のご報告

昨年12月にお届けしました「第13期中間 株主の皆さまへ」（株主通信）についてのアンケートでは、**2,540名**の株主さまからご回答いただきました。誠にありがとうございます。
頂戴いたしました貴重なご意見につきまして、今後の発行物やIR活動に活かしてまいりたいと考えております。ここでは、その一部をご紹介します。

ご回答をいただいた株主さま

株主通信について

Q どの程度読んでいただけましたか。

全てのページをしっかり読んだ 14%
関心のあるページを読んだ 32%
ざっと全体に目を通した 49%
ほとんど読んでいない 4%

Q 今後、充実を希望する情報（複数回答）

次期の業績見通し 61%
業績（実績）説明 48%
事業の内容や特徴 33%
金融サービス情報 26%
株主アンケート結果 22%
社会貢献活動等 5%
その他 2%

Q 分かりやすさ

丁度よい 63%
分かり難いところがある 31%
専門的過ぎて分かり難い 3%
平易過ぎる。もっと専門的な内容とすべき 7%

Q デザイン

良い 27%
普通 70%
悪い 2%

Q 前回との比較

良くなっている 17%
変わらない 55%
前回の方が良かった 1%
前回のものを見ていない 27%

▶ 17%の株主さまから、前回に比べて、良くなったとのご回答をいただきました。
一方で半数以上の株主さまから、変わらないとのご回答もいただいておりますので、今後も読みやすい誌面作りに努め、株主の皆さまに、〈みずほ〉を応援していただけるよう努めてまいります。

株主さまから寄せられた声

ホームページが見やすく、株を購入するにあたり、初心者にも情報が収集しやすかった。

> ホームページをご覧いただき、まことにありがとうございます。
2014年度は、スマートフォン画面への対応や、掲載情報量の充実などに取り組んでまいりました。「サービス提供力No.1」を目指し、引き続き使いやすさの向上に取り組んでまいります。

株価が低すぎる。

> 当社といたしましては、収益の蓄積による内部留保の積み上げを図っていくとともに、企業価値を向上させ、市場の評価を高めていくよう努力してまいります。

2013年度からは、中期経営計画『One MIZUHO New Frontierプラン～〈みずほ〉の挑戦～』において、顧客部門を軸とした安定的・持続的な収益構造への転換を図るべく、手数料等収益や海外収益の増強にも取り組んでおり、順調に進捗しております。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

配当だけでなく、自己株式取得や株主優待なども強化してほしい。

> 貴重なご意見として承ります。特に、自己株式取得につきましては、市場環境や当社の収益動向、資本の状況、さらにはグローバルな規制動向といったものも踏まえまして、将来的な課題として取組んでいく必要があるものと考えております。

一方で、着実な株主還元を図っていくという観点から、株主還元の方法として、まずは「連結配当性向30%程度」を一つの目処とした上で「安定配当を図る」方針とし、直接的に株主還元メリットを享受して頂ける配当を優先してまいりたいと考えました。

この方針に基づき、2014年度の普通株式の年間配当金は1株当たり7円50銭とさせていただきました（配当性向：30%）。

（⇒株主還元方針や配当実績の詳細は、4ページをご参照願います）

よくあるご質問

今回、期末配当金のお支払時期を従来より早期化し、配当金関係書類を本招集ご通知に同封しております。
ここでは、配当金に関する事項を中心に、株主の皆さまから多く寄せられているご質問を紹介させていただきます。

配当金を受け取りに行くのが面倒なのですが…

配当金のお受け取りには、下記１～３の３つの方法があります。
現在、1の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく簡単な２または３の方法への変更をおすすめします。
変更のお手続きに関しましては、お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください。

1 郵便局等でのお受け取り

配当金領収証方式

発行会社から郵送される「配当金領収証」を持参し、郵便局等で受け取る方法

2 証券口座でのお受け取り

株式数比例配分方式

各証券会社での保有株式に応じて、各社の証券口座で受け取る方法

3 銀行口座等でのお受け取り

登録配当金受領口座方式

配当金をご指定の金融機関口座で受け取る方法

- 配当金領収証方式の場合は、**受取期間内にお受け取りください。**
  （やむを得ず期間が経過してしまった場合は、みずほ信託銀行証券代行部宛てお問い合わせください）
- お支払開始日から満5年を経過した配当金につきましては、お受け取りができなくなりますので、ご注意ください。

確定申告の際、配当金に関する「支払通知書」が必要なようですが…

配当金をお支払いする際にお送りしております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねていますので、確定申告の際には添付資料としてご利用いただけます。
（ただし、株式数比例配分方式でお受け取りの場合は、お取り扱いが異なりますので、お取引のある証券会社へお問い合わせください）

特別口座とは何のことですか？

株券電子化実施前に証券保管振替機構（ほふり）に株券を預託しなかった株主さまの株式につきましては、特別口座管理機関（みずほ信託銀行）にて管理を行っており、これを特別口座といいます。
そのままでは市場での売買ができない等の制約がございますので、お心当たりの株主さまは、早目にお取引のある証券会社の証券口座への振替をお願いします。
お手続きの詳細は、みずほ信託銀行証券代行部宛てお問い合わせください。

単元未満株式を保有しているのですが…

単元未満株式は、そのままでは市場での売買ができません。
当社では、下記のように買取・買増請求制度を設けております。

買取請求制度

100株未満の株式を、当社に対して市場価格で売却できる制度です。

（例）60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

当社に市場価格で売却

60株 − 60株 ＝ 現金化

買増請求制度

100株（単元株）に不足する数の株式を、当社から市場価格で買い増し、単元株にすることができる制度です。

（例）60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

40株を、当社から市場価格で購入

60株 ＋ 40株 ＝ 100株 単元株式（100株）

お手続きの詳細、手数料等は、お取引のある証券会社等にご確認ください。

各種ご照会先

	証券会社等に口座をお持ちの株主さま	証券会社等に口座をお持ちでない株主さま（特別口座）
各種お手続き（住所変更、配当金受取方法の変更等）	お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください	みずほ信託銀行 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 フリーダイヤル 0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00〜17:00）
単元未満株式の買取・買増請求	お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください	みずほ信託銀行 証券代行部
お受け取り未済の配当金のご請求※	みずほ信託銀行 証券代行部	みずほ信託銀行 証券代行部
支払明細等の発行	みずほ信託銀行 証券代行部	みずほ信託銀行 証券代行部

※お受け取り未済の配当金のご請求につきましては、最寄りのみずほ信託銀行、みずほ銀行の各支店にてもお取り扱いいたします。

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
国内証券取引所の証券コード	8411
単元株式数	100株

上場証券取引所	東京（第1部）、ニューヨーク※ ※米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場しています
公告の方法	電子公告 http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/kokoku.html ただし、事故その他のやむを得ない事情によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います

IRカレンダー

左側	月	右側
	4月	
決算発表 会社説明会	5月	招集ご通知・事業報告等発行（「株主の皆さまへ」を含みます）※
定時株主総会	6月	有価証券報告書発行
第1四半期決算発表	7月	統合報告書発行
	8月	四半期報告書発行
	9月	統合報告書（英語版）発行
	10月	
第2四半期決算発表 会社説明会	11月	四半期報告書発行
	12月	「株主の皆さまへ」発行
第3四半期決算発表	1月	中間ディスクロージャー誌発行
	2月	四半期報告書発行
	3月	

※「株主の皆さまへ」の6月発行分は、今回より、招集ご通知と合冊してお届けしております。

ウェブサイトのご案内

スマートフォン対応し、さらに便利になりました。

配当情報等をスマートフォンで快適にご覧いただくことができます。今後順次対応ページを拡大していく予定です。投資家の皆さまにとって、よりよいウェブサイトになるよう取り組んでいきます。

URL http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/index.html

Facebookページでも〈みずほ〉の最新情報を発信しています。

IR情報やCSR活動、CM動画といった〈**みずほ**〉のさまざまな情報を発信しています。

URL http://www.facebook.com/mizuhofg

株主総会会場ご案内図

日 時 **2015年6月23日(火)午前10時**
(受付開始 午前8時30分)

会 場 **東京国際フォーラム(ホールA)**
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

交通のご案内

JR線 有楽町駅より徒歩1分/東京駅より徒歩5分
(京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)
地下鉄 有楽町線有楽町駅とB1F地下コンコースにて連絡

(ご参考) 東京メトロ
- 日比谷線〈日比谷駅〉徒歩5分 〈銀座駅〉 徒歩5分
- 銀座線 〈銀座駅〉 徒歩7分 〈京橋駅〉 徒歩7分
- 千代田線〈日比谷駅〉徒歩7分 〈二重橋前駅〉徒歩5分
- 丸ノ内線〈銀座駅〉 徒歩5分

都営地下鉄
- 三田線 〈日比谷駅〉徒歩5分

お願い: 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
株主さまへのお土産はご用意しておりません。

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。